

# 南アジアにおけるマイノリティと難民

## 国民国家形成期における東西ベンガル

さとう ひろし  
佐藤 宏

関心の所在

分離独立とマイノリティ・難民問題  
独立パキスタンの国民形成とマイノリティ  
独立パキスタンの国家形成とマイノリティ  
「自治領間協議」にみるマイノリティ・難民認識  
結び 国民国家の背理としての難民

関心の所在 分離独立と  
マイノリティ・難民問題

インド、パキスタンの分離独立からバングラデシュの独立に至るまで、南アジアにおける国家形成は、あたかもその対価を求めるかのように、数百万人から1千万人を超える人々の難民化を常に伴ってきた。インド、パキスタン国境の両側で発生した大規模な難民流出は、国民と国家形成への最初の一歩に過ぎない。排出した「他者」と引き換えに、難民という新たなアイデンティティを国民国家形成の過程は引き受けねばならないからである<sup>(注1)</sup>。こうして、南アジアの国民国家の形成は、難民の「排出と受容」が、同時かつ相互連関的に進行する過程でもあった。筆者は別稿 [佐藤 2004] において、難民への国籍付与問題に焦点をあてて、難民の「受容」過程について論じた。本稿の狙いは、難民の「排出」過程にまで遡ることによって、マイノリティ・難民・国民(国籍問題)という連鎖を手がかりに、南アジアにおける国民国家の形成過程

を可能な限り多角的、立体的に描き出すことにある<sup>(注2)</sup>。

本稿の意図を明らかにするためにも、「マイノリティ・難民・国民(国籍問題)の連鎖」とここで呼んでいる事態の輪郭をまず描いておこう。

印パの分離独立(Partition)は、生体解剖(vivisection)としばしば称されたように、地縁、血縁、言語、宗教など、昨日までの深い絆を切り裂いて強行されたものである。ヒンドゥー教徒(およびシク教徒)とイスラーム教徒(ムスリム)の多住地域を基準に分割されたパンジャールプとベンガルという二つの旧英領州では、新たな国境の双方に膨大な規模の難民が流入した。とりわけパンジャールプ州では、1947年3月から1948年にかけて、ほぼ完全な人口の入れ替えが進行した。パンジャールプ以外のパキスタン西翼では、スインド州において、かなりの規模のヒンドゥー教徒が当初残留したが、それも1950年前後には、多くがインドその他に流出した [Khosla n.d.]

これに対して、ベンガルを中心とする東部インドにおいては、1947年8月の両国独立の時点では、西部国境地域におけるような大規模な移動はみられず、パキスタンの東翼である東ベンガル州には、多数のヒンドゥー・マイノリティ

表 1 - a 東ベンガルへのムスリム難民の流入に関する情報

流入対象地域	期間	人数	摘要	州議会議事録の出所
全国	記述なし	1,252,839	うち40万人は帰還，残留者は約85万人，17万家族	V(1) Feb. 21, 1951: 210
全国	1951.01.15まで	1,255,029	流入者数(県別人数は表1 - b)	V(1) Feb. 24, 1951: 298-305
全国	1947.08.15-1950.10.30	1,296,655	純流入者(残留者)数 うち，政府による定住措置対象者205,649(1953.01.31まで)	X(2) March 24, 1953: 51
全国	記述なし(1953.03と推定)	1,065,142	残留者数 うち，76,134が農業従事者	X(2) March 28, 1953: 184
全国 (ただしアッサム州から)	1949-51 1950.02.13以降	663,609 657,168	流入者数 同上	IX(2) Oct. 25, 1952: 107
ロングブル	1950.06から1951.08まで 1951.08現在の残留者	284,703 69,800	流入者数 残留者数	IX(2) Oct. 22, 1952: 6
クシュティア	1951.09.22まで 1953.02.24まで	222,281 197,084	流入者数 流入者数	V(2) Nov. 2, 1951: 111 X(2) March 27, 1953: 157
バコルゴンジ	記述なし(1953.09と推定)	1,450	残留者数	X(2) Sept. 5, 1953: 49-50

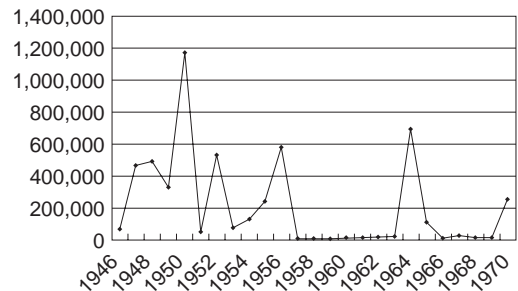
(出所) East Bengal Legislative Assembly, Assembly Proceedings, Official Report [EBLAP]各号から。

表 1 - b ムスリム難民の県別流入者数

県	流入者数
モイメンシン	309,182
ロングブル	274,860
クシュティア	222,246
シレット	98,564
ラーグシャヒー	57,139
ディナジプル	45,295
ジョシュホル	41,253
パプナ	40,699
ダカ	41,491
クルナ	38,045
ボグラ	27,063
チャッタゴン	19,239
ティッペラ	13,869
フォードブル	12,766
ノアカリ	7,838
バコルゴンジ	4,595
チャッタゴン丘陵	885
合計	1,255,029

(出所) EBLAP, V(1) Feb. 24, 1951: 299.

図 西ベンガル州への難民流入(1946 - 70)



(出所) Chakrabarti (1990): 464.

が取り残され，あるいは自らの意思で留まった<sup>注3)</sup>。彼らの難民化は，むしろ，その後の印パ関係の緊張や，マイノリティを包む社会・政治環境の変化に起因している。とりわけ，両国で間歇的に発生したコミューナル(宗教集団間)暴動は，その都度，大量の難民を東部国境地域で発生させたのである(表1 - a, 図参照)<sup>注4)</sup>。

なかでも1950年、1964年の二度にわたる暴動は、その広がりや流出難民の規模、両国の国内、国際関係へ与えた衝撃などからみて、深い検証を要求する事件となった。

こうして発生したマイノリティ難民の市民権（国籍）問題は、とりわけ独立間もない時期の国民国家形成の課題にとって、最大の難問のひとつとなった。分離独立の記憶も鮮やかな人々の心情のなかでは、国境の向こう岸のマイノリティは、「潜在的な自国民」であった。分離独立の過程は、英、インド国民会議派（以下会議派）、全インド・ムスリム連盟（以下ムスリム連盟）の三者の妥協による、いわば上からの「政治処分」であったから、独立後の政治指導層にとっては、国籍定義の一刻も早い明確化に迫られながらも、国境の反対側にとどまったマイノリティへの国籍の扉をむげに閉じがたいという事情もあった<sup>(注5)</sup>。

とはいえ、国家が分離独立したにもかかわらず、国境を超えて「潜在的な自国民」が他国領土にいつまでも存在するというのでは、国民国家形成の過程そのものが完了しない。そこでは、憲法などの規定によって、分離独立にともなって発生した難民をどこまで、自国民の範疇に組み入れるのかという「線引き作業」が必要になる。インド憲法の場合は、その制定時点（1949年11月26日）から6カ月前までに流入した難民に登録手続きによる国籍の取得を認めることとした〔佐藤 2004〕。こうして国籍の扉は、とりあえずインド憲法の制定とともに閉じられたのである<sup>(注6)</sup>。

この意味するところは、インドのムスリムにせよ、パキスタンのヒンドゥー教徒にせよ、マイノリティに対する保護責任は、それぞれの国

家が一義的に担うということである<sup>(注7)</sup>。

はじめに私は連鎖を「マイノリティ 難民 国民」として描くと述べたが、実は、「国民」が定義されてはじめて、マイノリティが「範疇」として確立するという側面もまた存在するのである。

しかし、事態がこれで終息するわけではないことが問題である。国民国家形成期においては、国家から社会の次元にまで、「国民」アイデンティティの浸透が図られるなかで、社会的、政治的マイノリティは「疎外された市民」として強制的同一化（包摂の衣をまとった排除）や周縁化の対象とされやすい<sup>(注8)</sup>。こうしたマイノリティの疎外が、その極限状態であるコミューナル暴動などを契機にして大規模な難民流出へと結びつくとき、すでに確定されたはずの「国民の定義」は、再び突き崩される。「自国民」と「他国民であるマイノリティ」の中間領域に漏出した難民を「国民」に包摂するのか、あくまでも「他国民」として（一時的に保護はしても最終的には）排除するかの苦渋の選択が迫られるのである。1950年のコミューナル暴動は、単に宗教的アイデンティティをめぐる悲劇的暴力としてではなく、生体解剖のなかから取り上げられた新国家における「国民形成」の困難を象徴する事件として読みとられる必要がある。

その後、1950年代の半ばまでには、両国間でのパスポート・ビザ制度の導入、インドでの国籍法の施行や難民そのものの認知を停止する政策などによって〔佐藤 2004〕、大きく見れば国民国家形成の段階は幕を閉じたのである（注2参照）。しかし、それでもなお、1964年のコミューナル暴動に際しては、東パキスタンからのヒンドゥー難民に対する市民権付与問題が、ふた

たび浮上した。南アジアの国民形成の歴史には、完結しえない部分が常に残されてきたのである。

やや冗長になったが、以上の素描から集約される本稿の課題は2点ある。第一は、難民化の背景となる国民国家形成過程におけるマイノリティの疎外の具体的な様相を明らかにすることである。

ここで「マイノリティ」という場合、分離独立直後のインド、パキスタンにおける国民国家の形成過程では、ヒンドゥー、ムスリムといった宗教的アイデンティティに沿って描かれがちであり、そうならざるを得ない側面もある<sup>(注9)</sup>。本稿でも、インド、パキスタン（東ベンガル）における宗教的マイノリティの疎外という側面から、難民の排出過程に接近している。しかし、いかなる国家であれ、国民国家の形成過程は、国家の理念から物的基盤、権力装置の整備にいたるまで、そこでの課題はアイデンティティの定位と浸透にとどまらない。むしろ、そうした多面的な課題が、宗教的アイデンティティの回路にどのように流し込まれるのか、またそれによって、その過程で生起する様々な矛盾、対立が、いかに処理されることになるのか、こうした側面に関心を向けてこそ、アイデンティティの政治をその深部から抉り出すことが可能になる。

第二は、独立後の国民国家形成過程における難民問題の特異性である。国民概念の確立を急ぐ政治指導層にとっては、「自国民」と「他国民」の中間領域に漏出する難民という存在は、自らの努力を脅かす攪乱要因である。しかし、分離独立の帰結を受動的に引き受けるしかない多くの難民にとっては、自らを国民として受け容れることに逡巡する政治指導層の対応は怨嗟

と不信の対象でしかない。分離独立から1950年代にかけての難民問題を、「国民」の定義空間をめぐる政治的な対立として描くこと、これが第二の課題である<sup>(注10)</sup>。

分離独立とその過程で発生した集会的暴力、難民化などの問題領域は、近年改めて光が当てられつつある<sup>(注11)</sup>。こうした研究を一読すれば明らかかなように、この分野での、ある意味での研究の隆盛は、従来の歴史記述から非宗教主義的（secularist）、民族主義的（nationalist）偏向を読み取ろうとする、動機の異なるいくつかの傾向や、あるいは「大きな物語」への懐疑から歴史における人々の「顔」や「声」を重視する近年の歴史研究の方向性などと無縁ではない。本稿は、直接的にはこれらの動向の延長線上にはなく、人々のアイデンティティの根幹に関わる問題であるにもかかわらず、これら先行研究がなおざりにしている感のある市民権（国籍）という法制的な概念の展開と適用をてがかりに、分離独立後の「国民国家」形成過程を描くものである。本稿のこうした視角の射程もまた、行論のなかで折にふれ明らかにしておきたい。

本稿ではインド、パキスタンにおける国民国家形成期のマイノリティ政策や難民の問題が扱われるが、ここで最後に記しておかねばならないのは、以下の記述では、パキスタン（東ベンガル）におけるマイノリティの状況が主たる考察の対象になるという点である。最大の理由は、文字資料に頼るという制約のため、ヒンドゥー難民に関する記述や資料の入手量が、ムスリム難民に関するそれを圧倒的に上回ってきたためである。しかし、マイノリティの置かれた状況がインド側（特に西ベンガル州とアッサム州）に

において、質的に異なっていたとみるのは誤りだろう。続稿で紹介する1950年のコミューナル暴動にみるように、インド国内でのムスリムへの敵意は、東ベンガルにおけるヒンドゥー教徒に対するそれと全く同質のものである<sup>(注12)</sup>。インドが「セキュラリズム」を、パキスタンが「イスラーム」を標榜するといった国家理念の差異によって、両国のマイノリティの置かれた環境が根本的に異なるという観点を筆者は採らない。ここで詳述はできないが、「多数派国家」におけるマイノリティの安全は、標榜する国家理念よりも、民主主義制度の実際上の運用により強く依存すると考えるからである<sup>(注13)</sup>。このことは本稿の記述からも明らかになるであろう。

以下、本稿の と では、パキスタン（東ベンガル州）での国民国家の形成過程におけるヒンドゥー・マイノリティの疎外と周縁化が難民流出へと発展する過程を国民と国家の形成過程に即して分析する。IV では、難民の流出をめぐるインド・パキスタン両国間で1948年にもたれた「自治領間協議（Inter-Dominion Conference）」における、マイノリティと難民の位置付けを検討し、難民問題の核心が、「国民」の定義空間をめぐる政治的な対立にあることを示す。最後のVでは、大量の難民は、インド・パキスタン両国家が国家間対立を背景に国民国家形成を進めようとする企てそのものの中から排出されてきたことを指摘して結びとする。

以上の構成に沿って、本稿では1950年のコミューナル暴動前夜までのマイノリティの難民化の過程が紹介される。これを追う形で、本稿の続編では、1950年暴動をとりあげ、インドとパキスタン（東ベンガル州）の国民国家形成過程における1950年暴動の意味を明らかにしたい。ま

た、そこでは1950年暴動におけるインド、パキスタン両国政府の対応を、同年4月のいわゆる「ネルー・リヤーカト合意（Nehru Liaquat Pact）」を軸に分析する。1950年暴動による難民の奔流は、閉ざされて間もない市民権（国籍）の扉を押し開いたが、その後の両国政府によるパスポート・ビザ導入政策、難民認定の停止措置などにより、この扉は数年の後に再び閉ざされていった。国籍の扉を閉ざすことは、ベンガルの生体解剖からとり上げられたインドとパキスタンという二つの新国家を、自己完結的な国民国家へと導くための前提であったからである。本稿、その続編および佐藤（2004）の3編は、こうした南アジアにおける国民国家形成過程の再構成への試みである。

## 独立パキスタンの国民形成とマイノリティ

### 1. 「ムスリム・ナショナリズム」と国民アイデンティティ

パキスタン運動の本質は「ムスリム・ナショナリズム」であった。「ヒンドゥー支配」から解放されたインド・ムスリム社会の自由な発展への渴望が、パキスタン運動の源泉であったからである。確かに東ベンガルでは、独立による期待感が一転して深い失望にとって代わられるには多くの時間を必要としなかった。しかし、この失望感がムスリム・ナショナリズムを貫いてパキスタン国家そのものへの批判にまで及んだと考えるのは早計である。マルクス主義やインド共産党の影響下にあったごく一部の青年層を除けば<sup>(注14)</sup>、パキスタンの建国そのものはおろか、「ムスリム政治」に批判的な立場すら成立し難かったのが、東ベンガルでの現実であっ



た。

東ベンガル政治の転軸点となった1952年の言語運動ですら、これを無条件に「政教分離主義 (secularism)」の運動と描くことは、後述するように、事態の正確な記述とは言い難い。1954年の統一戦線の21項目綱領もしかりである [佐藤 1988]。ましてや、独立直後においては、ジャンムー・カシュミールやハイダラーバード藩王国のインドによる併合という「実例」をまえにして、パキスタン国家存立への切迫した危機感が、国民のアイデンティティを「ムスリム」へと凝縮させ、その反動が国内のマイノリティへの不信や敵意となって跳ね返ることは避けられなかった。M.A. ジンナー (Jinnah) が1947年8月11日の制憲議会議長就任演説で訴えたような「歴史的和解」が成立するには、それなりの環境が必要であった<sup>(注15)</sup>。ここでは、パキスタンにおける制憲過程をたどることが目的ではないので、1950年暴動までの時期における制憲過程とマイノリティ問題の関連について簡単に振り返ってみる<sup>(注16)</sup>。

パキスタン要求の出発点となったラーホール決議がマイノリティへの「セーフガード」を規定し、制憲議会におけるジンナーの議長就任演説が、過去の敵意を水に流し、宗教的アイデンティティに中立で、政治的に平等な市民権の確立を将来に向けて訴えたとしても、新国家パキスタンの「多数派国家」としての当面の性格には、いささかの变化もない<sup>(注17)</sup>。

「イスラーム国家」論を仮想敵として、ジンナー演説を「セキュラリズム」と特徴づけることは、当時からマイノリティ代表や、左派による政治的戦術として採られたが、こうした主張は「多数派国家」の壁に跳ね返されて、マイノ

リティの権利への有効な主張とはならなかった<sup>(注18)</sup>。現に制憲議会では、1949年3月の憲法の目標決議 (Objectives Resolution) とジンナー演説の非連続性を衝いたヒンドゥー議員の発言に対して、ムスリムが多数を占める国家では、立法のイスラーム規範との合致は当然の前提だとジンナー自身が述べていたという反論が、イスラーム・ウラマー団 (Jamiat-ul Ulama-i-Islam) の S.A. ウスマーニー (Maulana Shabbir Ahmad Uthmani) によってなされた [Mujahid 1981, 253-255]。ムスリム政治内部の綱引きは、「セキュラリズム」と「イスラーム国家」論のあいだにはなく、「多数派国家」としてのパキスタンをどこまで「イスラーム国家」に近づけるかにあった。他方で、マイノリティにとっては、「多数派国家」の枠内において、いかに彼らの権利を有効に確保するかが課題であった。その限りで、「イスラーム国家」論はマイノリティの権利確保により大きな障害をもたらす可能性があった<sup>(注19)</sup>。

1949年3月にリヤーカト・アリー首相が提示した目標決議は、この点で多分に折衷的であった。目標決議は、国家の主権を究極的には人民でなく神 (Allah) におき、国家立法のイスラーム規範性を提起する一方で、宗教集団の平等と信仰の自由も保障するという折衷的な論理を提示した。しかし、これだけでも東ベンガルのヒンドゥー教徒、とりわけ、東ベンガルの上層カースト、いわゆるボッドロロク (紳士階級, bhadralok) の警戒心と恐怖心をあおるには充分であった。制憲議会がイスラーム教理委員会 (Board of Talimmat-e-Islamia) に対して、ウラマー層の見解をとりまとめる作業を委託したことも、マイノリティの警戒心を一層強めること

になった（報告は1950年4月、つまり1950年2月暴動の直後に提出された）。イスラーム教理委員会の報告では、国家元首はムスリム男性と限定されたが、これはマイノリティ出身者も国家元首となりうるとする制憲議会でのリヤーカト・アリー首相による言明を否定したものであった [Huq 1966, 58]。

## 2. 「ムスリムの解放」とマイノリティ

農村の「擬似革命」と農民運動の弾圧

憲法過程は、ごく一部の指導層によるムスリム多数派の勝利宣言起草作業であったが、より広くムスリム社会一般に目を向ければ、独立直後の東ベンガル社会では、解放へのムスリムの渴望が多様な出口を求めて渦巻いていた。自由への渴望感は、独立によって「ムスリムの尊厳」を回復し、宗教間の衡平を実現するとどまらず、ヒンドゥー教徒との関係を主客逆転せねばやまないまで突き進むこともまま見られた。なかでも農村部での動きが注目される。歴史研究者のタジュル・イスラーム・ハシュミー（Taj ul-Islam Hashmi）が描いたように [Hashmi 1994]、東ベンガルの農村社会は、パキスタン要求に「農民ユートピア」への夢を託していたからである。

しかし、独立の果実は公平に分け与えられたのではない<sup>〔注20〕</sup>。それを最も手近に引き寄せることができたのは、いうまでもなくムスリム連盟指導層、その多くを占めるムスリムのジョトダール、ザミンダール層、それに行政機構に進出しつつあった中・下級公務員、法曹専門家層であった [Chowdhury 1980, 309-333]。

ジョトダールと呼ばれる上層地主層は、1920年代から1930年代にかけて、県（district）、郡

（subdivision）、村（union）の地方評議会に進出するなど、農村地域での政治的影響力を強め、1930年代には農民プロジャ（Prajā、平民＝小作人）党、1940年代に入るとムスリム連盟の地方組織を牽引した [Chowdhury 1980, 321-322; Hashmi 1994, 91-99]。彼らにとっては、パキスタンの独立は、すでに頂点は過ぎたとはいえ、依然として農村に君臨していたザミンダール層、特にヒンドゥーのザミンダールや地方エリート層（ボッドロロク）を末端権力から徹底的に追放する機会であった<sup>〔注21〕</sup>。彼ら自身や親の世代に、地代を納めにきたムスリムが「百姓（cāshā）」、「坊主（nere）」呼ばわりされ、床にも上げれずに屈辱的な扱いを受けたことへの報復の機会、勝利感を味わう機会が訪れたのである<sup>〔注22〕</sup>。東部ベンガルの下層農民のおおくを占めるムスリム農民への彼らの影響力を考えれば、反ヒンドゥー感情と分かち難い「擬似革命」意識が、ムスリム社会での支配的な感情となったとみることも誤りではなからう [Lāhīrī 1968, 120-121]<sup>〔注23〕</sup>。

末端のムスリム農民のあいだでは、「擬似革命」はヒンドゥー教徒の財産権への露骨な侵害となって現れた。村内や隣人のムスリムがヒンドゥー教徒の田畑や果樹園に無断で入り込み収穫や果樹を略奪するといった訴え [Zinkin 1962, 32] は、部分的には小作人の「反乱」といった側面もあったとも受け取れるが、農村部ムスリムの「解放」への放縦な理解から生まれた行動であろう。ラージシャヒー県の会議派州議会議員プロバシュ・チョンドロ・ラヒリーの体験では、略奪事件ののち、村のムスリム指導層との話し合いで、略奪品が全て返却され、失われた食糧は現金で返されたなどという事例も見られ

た [Lāhiṛī 1968, 111-113]。この時期の「略奪」には `Āzādī` (独立と自由をとともに意味する) の雰囲気や浮かされた一種の伝染現象のような性格があったのかもしれない。

また、インドからのムスリム難民が大規模に流入しはじめる1949年ころになると、難民の一部が強引にヒンドゥー教徒の住宅や敷地内に入り込むという事例も増え始めた。こうした末端での経験が、恐怖感の伝染作用を通じて、直接に被害を受けないヒンドゥー教徒にまで流離を促すきっかけとなった。インド側での調査で、難民化の原因を直接の被害よりも、被害の「危惧」からとする事例が多いのは、こうした理由からである(注24)。結局、ヒンドゥー難民は、財産を処分するか、管理を親族やムスリムの知人に任せてインドへ流出したのであるが、こうした財産の処分を東ベンガル政府はかなり早い時期から妨害した。1948年4月には、ヒンドゥー教徒による土地売却を抑制する通達が土地行政部門から発せられている [EBLAP, I(4) April 2, 1948, 11-12]。

ヒンドゥー教徒の資産への放縦な欲望が解放された一方で、独立前からの組織的な農民運動に対しては、新政府は厳しい弾圧策で臨んだ。1946年秋から分離独立をはさんでベンガル全域に及び、1950年ころまで部分的には続いた刈分け小作人による地代引き下げ運動(テバガ運動, Tebhāgā), ガロ丘陵に隣接するモイメンシン県北部地域の少数民族ハジヨン(Hajam)による地代引き下げ運動(トンコ運動, Ṭaṅka), シレットの賦役労働(ナンカル, Nānkār) 反対運動などは、インド共産党系の農民組合の指導下にあったことから、ムスリム連盟政府による激しい弾圧に曝されていた(注25)。独立の果

実を手にしたジョトダール層からすれば、パキスタン独立と並行して、かれらの地方権力を安定したものとするには「コミュニスト」、「テバガの残党」の一掃が不可欠であった。ここでは反ヒンドゥー意識という手っ取り早い武器に頼るか、あるいは「コミュニストの脅威」として運動の孤立を図るといった手法が意識的にも採用された(注26)。反ヒンドゥー意識は「擬似革命」だけでなく、ここでは体制保持の武器でもあった。続稿にみるように、末端の警察権力を動員しての農民運動や共産党活動の抑圧は、1950年のコミユナル暴動とも重なりあいながら展開された。

#### ジェンダーと改宗 「ムスリムの解放」と集团的権力の誇示

「ムスリム・ナショナリズム」の解放感は、また、ヒンドゥー教徒女性への関心となって発散されることもしばしばみられた。しかし、ここでは、私的な欲求というよりは、ヒンドゥー女性にむけられた暴力や強制が、集団間の権力関係を象徴的に映し出すものであったことが重要である。女性の誘拐、凌辱、婚姻や改宗の強制は、私的な欲求と集团的な権力誇示との境界線上で発生した。こうした事件が個人的な行動としてではなく、集团的な力を背景に発生しながらも、それがいったん訴訟などの公的解決の場に引き出されると、婚姻や改宗が当事者個人の愛情や意思によるものだと言護されたところにも、この問題の複雑さがあった。

しかし、緊張したコミユナル関係のもとでは、ヒンドゥー女性との結婚をムスリムは一種の征服行為、つまりはヒンドゥーに対する優越の証とし、他方でヒンドゥーはムスリムとの通婚を劣位集団との関係として忌避するという、集団



間の権力関係として婚姻がとらえられたことは否めない [ Bagchi and Dasgupta 2003, 3-4 ]。誘拐訴訟で勝訴したムスリム青年が、「征服者」のように英雄視されていたという P. ラヒリーの証言もある [ Lāhiṛī 1968, 127 ]。女性がイスラームへの改宗を自発的と認めることで、被告が勝つというケースも多く、ダカ市では勝訴した男性がその場で結婚式をあげ、自動車パレードするといった示威的な行動がとられたこともあった [ Guha c.1951, 74 ]。

こうした「権力」関係から全く自由に、パキスタン独立を機会に両教徒間の自由な通婚が、もし広がるようなことが当時ありえたら、それも東ベンガル社会における一つの選択肢であったかもしれない。実際、ラージシャヒー県でのことであるが、ムスリムの州議会議員がヒンドゥー・ムスリムの融和策として、両教徒間の通婚をヒンドゥー教徒の同僚議員に提唱する場面もラヒリーの回想記には登場する [ Lāhiṛī 1968, 125-128 ]。この提案を受けて心中に穏やかでないものを感じたラヒリーは、その原因についてはたと考え込む。なぜ、この提案に応じられないのか。自分は民族主義者としてムスリムを目下に見てきたことは誓ってなかったはずだ。この違和感はムスリムの蔑視からではないと。かれは、ヒンドゥー教徒の女性が結婚してもヒンドゥーとしてとどまれないことが問題だ、ムスリムが結婚と改宗を分かち難いものとして要求することへの疑問が、この違和感の根源だと結論づける。現に、身近な例として、ムスリムの女性を事実上の妻として遇していた（正式婚ではなかったが周囲は容認していた）ヒンドゥー地主が、パキスタン独立をきっかけに、改宗か離婚かという選択を、地域のムスリムの集団的な

圧力によって迫られたという事例もあった [ Lāhiṛī 1968, 127-128 ]。自由な意思による通婚をつづじる両教徒の融和の可能性は、「ムスリムの解放」によってむしろ狭められたのかもしれない。

同じように、宗教に関わりなくダカ市民による共同の祝祭の性格が強かったクリシュナ神のジョンモシュトミ・プジャ (Janmashṭami pūjā) [ Guha c.1951, 15 ] の行列や、ラージシャヒーでの街をあげての学芸神ショロッシュォティー (Sarasvatī) 女神像の川流し (bisarjan) [ *EBLAP*, V(1) Feb. 26, 1951, 335-340 ] などの中止や妨害は、東ベンガルの両教徒間の宗教的な亀裂を深めた<sup>(注27)</sup>。こうした変化は、ムスリムであれ、ヒンドゥーであれ、信仰の壁を自由にこえて心を通わせることのできた人々にとっては痛ましい事態であり、あらゆる面での自らの優越を当然視してきた多くのヒンドゥー教徒にとっては、直には受け容れ難いことであった。

### 3. 「ムスリム・ナショナリズム」と言語アイデンティティ

本節の最後に、独立後の国民アイデンティティの形成期における、宗教と言語アイデンティティ、つまり「ムスリム」と「ベンガリー」という異なったアイデンティティの位相について簡単に触れておく。パキスタン独立のわずか5年後に広範な大衆運動の性格を帯びることになった「ベンガル語国語化」運動は、パキスタン国家における「ムスリム」アイデンティティへの否定のうえに成り立ったものであったのか<sup>(注28)</sup>。

いうまでもなくベンガル語「国語化」問題は、ウルドゥー語をパキスタンの唯一の公用語とする1948年3月のジンナー演説をきっかけとして、

大きく浮上した。しかし、ベンガル語への支持が、広い社会的基盤をうるまでには、まだ数年を必要とした。ここでは、学生、インテリ層による「ベンガル語国語化」要求が1948年頃から全国に先がけて掲げられたダカの社会状況が非常に興味深い。1940年代、ダカ市のムスリムのあいだでは、自らのベンガル語を Kuṭṭi と呼んで、ウルドゥー語との一種の混成言語として意識していたために、「ベンガル語」の国語化には否定的な感情が強かったのである<sup>(注29)</sup>。

ベンガル語国語化要求は、やはり1952年の発砲事件の前後に次第に根付くようになった。ダカ市には街区ごとに葬儀などを運営する生活共同体としてのパンチャーヤト (Dhākā pañcāyat) 制度があり、それぞれをサルダール (sardār) と呼ばれる有力者が率いていた。なかでも最有力のモティ・サルダール (Mati Sardār) が、1952年2月21日の学生弾圧を非難したことから、ダカ市民のベンガル語国語化要求への見方が変化したという証言は興味深い。2月27日に学生寮の立ち退きを要求された学生に、ダカの市民は宿を提供し匿った (S. M. Enamul Huq による証言 [Rāhman and Hāsēmi 1990, 70], 実際に匿われた経験は Ākhtār [1974, 172-174] に描かれている)。言語アイデンティティは運動の中から新たに形成された。

しかし、国語化要求が、いわゆるコミユナルな感情を克服したうえでの言語アイデンティティに基礎をおくという見方も、まだ現実とは程遠かった。国語化要求は、左派的な流れから、1950年のダカにおける反ヒンドゥー暴動の参加者、支持者 (あるいは傍観者を含め) までの、幅広い支持層を基盤にしていたのであった [Ākhtār 1974, 178-179; Āhmad 1984, 35]。学生

の中央指導部では青年連盟など、「ムスリム政治」から決別しつつあった左派的、親共産主義的な傾向が主流を占めていたが、幅広い学生層の社会的背景をみれば、そこでは高等教育に初めて進出する東ベンガル・ムスリム家庭の子弟が、この時期の学生層の大宗を占めていたのである [Rāhman and Hāsēmi 1990]。パキスタン建国によって得た自由な発展の機会が、ウルドゥー語の強制によって蓄のうちに摘みとられるのではないかという危惧と動揺が衝き動かしたものが、ベンガル語国語化運動であった<sup>(注30)</sup>。

1950年のコミユナル暴動直後に、東ベンガルのマイノリティがおかれた状況を分析した S. グホは、東ベンガルの「自治運動」が政教分離主義的 (セキュラー) で民主主義的な展開を見せる可能性については、はなはだ悲観的であった。1952年の運動直前の観察であるが、そこにあげられた理由をみれば、ベンガル語国語化運動を、単に「セキュラーな」運動として描ききれない、1950年代東ベンガルの勃興しつつあった学生・知識人社会の複雑な性格を理解することができよう。彼は4点挙げている (*Autonomy Movement: How it affects Non-Muslim?* [Guha c. 1951, 96-98])。コメントを交え紹介する。

第一には、この運動がベンガル・ムスリムのイスラーム的意識の転換をめざしていないこと、むしろ、パキスタンをイスラーム復興の一環として意識し、自治要求すらもイスラームの名で要求するという側面をもったからである (こうした傾向を代表するものが、ムスリム学生組織の「文化協会 (Tamaddun Majalīs)<sup>(注31)</sup>」である。左派とも交流はあったが、より一般学生に近い立場にある Ākās [1990, 47-49])。

第二には、運動がムスリムのあいだに限定さ

れていたことである。ヒンドゥー教徒を巻き込むことは、自治運動が、より広いムスリム社会から嫌疑の目をもって見られるという状況が、当時はあったからである（運動参加者にもこうした認識は明確にみられた〔Ākhtār 1974, 179〕）。ヒンドゥー教徒も1950年暴動の余波のもとで政治的行動には慎重たらざるをえなかった。

第三には、ムスリム中産層の未成熟のために、運動は主として学生層によって担われるにとどまっていたからである。

第四に、運動の力量を上回る、カラチー（西パキスタン）の強力な支配の存在である。

結果的に自治運動は、極端なコミユナルな雰囲気や中和する効果をもつにしても、東ベンガルにイスラーム・イデオロギーを注入しようという動きに抵抗できるまでの強さを持たなかった。

1952年以降の言語運動はグホの観察を上回る速度で進んだが、1950年代の言語運動が、ムスリム・アイデンティティそのものを問い返し、パキスタン独立の根底を疑う地点にまで到達していなかったということは言えよう。独立直後の期待感や地を払ってはいしたが、それがパキスタン国家そのものへの疑念にまで発展するには1960年代の半ばまで待たねばならなかった。同じコミユナル暴動でも1950年には広く観察できなかったマイノリティへの連帯感情が、1964年暴動においては随所においてみられたことが、1960年代の東パキスタン州における公論の変化を象徴している（注32）。

#### 4. 東部インドにおけるムスリム・マイノリティ

これまで、東ベンガルにおけるヒンドゥー・マイノリティをめぐる独立直後の環境を素描し

てきた。しかし、西ベンガル、アッサムをはじめとするインド領内のムスリムが置かれた状況は、東ベンガルのヒンドゥー教徒より良好であったとはいえない。この点での誤解を招かないためにも、わずかにせよ、インドでのムスリム・マイノリティがおかれた環境をも踏まえておくことにしよう（注33）。

シュクマル・ビッシュヤス（Sukumar Biswas）の研究（注34）によれば、1947年の分離独立直前から、1948年の9月にかけて、カルカッタとハオラを中心に、ムスリムへの襲撃が頻発している。1947年7月には、ヒンドゥーの暴徒がムスリムの警察署長を銃殺する事件も発生した〔Biswas 1993, 24〕。

いわゆるインドの「ナショナリスト・ムスリム」の地域リーダーが残したひとつの小冊子〔Daraf Ali 1949〕には、独立直後の西ベンガルにおけるムスリムのおかれた疎外状況が具体的に描かれている。そこで紹介される事情は、東ベンガルのマイノリティをめぐる環境と異なるところはない。言及はカルカッタと周辺24パルガナ県に限定されるが、ムスリムの所有する銃器の収用が行われ、東ベンガルからのヒンドゥー難民に職を与えるという理由で、配給省（Ration Department）のムスリム職員が大量に解雇されている。フグリ川沿岸の工業地区では、ムスリムが襲撃される事件が、すでに頻発している。州の諜報局（Intelligence Branch, IB）からはムスリムが一掃された（注35）。

著者はこうした事態に州の会議派政権の注意を促し、*Amirita Bazar Patrika*〔漢字紙〕やジュガントル（*Yugāntar*）〔ベンガル語紙〕などカルカッタの有力紙に投稿するが、こうした声は顧みられない。その一方で、西ベンガルの主要

紙は、英語紙といわず、ベンガル語紙といわず、東ベンガルのヒンドゥー教徒抑圧に関する、誇張された記事には紙面を惜しまない<sup>(注36)</sup>。この小冊子には、独立直後の「ナショナリスト・ムスリム」の苦渋が頁に満ちている。

アッサムの状況については、分離独立直前のベンガル・ムスリム追放政策 (Bāmla Khedā) の延長線上に、ベンガルからのムスリム移住農民の排斥が独立以降激化した<sup>(注37)</sup>。1950年暴動の渦中の同年3月1日には、国外からの有害な「流入者 (immigrants)」摘発と送還のための連邦法 [The Immigrants (Expulsion from Assam) Act, 1950, No.X of 1950] が成立する<sup>(注38)</sup>。同法は第2条但書で、パキスタンからの避難民を immigrants から除外すると規定する。文面上、宗教集団に触れずとも、ムスリムを排斥の対象としていることは明らかである。同法の成立は、1950年暴動のアッサムへの波及効果を増幅するように、末端社会でのムスリム排撃の機運を促した<sup>(注39)</sup>。また、分離独立以前からノアカリー、クミッラ (ティッペラ)、シレットなどの隣接県のムスリム農民がトリプラ藩王国領で代々耕作していた土地が、インド領に編入されてしまったために、越境耕作をする jirātiyā と呼ばれる農民も数多かった [Ahmad 1975, 421] <sup>(注40)</sup>。かれらもしばしば排斥の対象とされた<sup>(注41)</sup>。

西ベンガルからのムスリムの流出も、東ベンガルでの関心を引き起こさずにはいなかった。1948年4月に東ベンガル州議会では、ディナジプルへの難民の流出問題がとりあげられた、同県のショイドブルに2万5千人のムスリム難民が流入したという質問に対して、内相は400人と回答している [EBLAP, (2) April 2, 1948,

15]。東ベンガル州議会における答弁などから、東ベンガルへのムスリムの流入規模を整理したのが表1-aである。分離独立から1950年前後まで、少なくとも絶対数としては、100万人水準のムスリム難民が発生したことは確実である。インドへの難民流入規模と比較して、その相対的な小ささを強調して無視すれば済むような問題ではない (注12参照)。

こうしたインド側からの難民の流入は、東ベンガルでのヒンドゥー教徒排斥の動きを促した。マイノリティへのあらゆる抑圧が「相互性」の名のもとに、合理化されるか、放置された。国境の両側でみられる、こうした際どいヒンドゥー・ムスリム関係を一挙に破綻の極にまで至らしめたのが、1950年2月以降のヒンドゥー・ムスリム暴動である。暴動による大量の難民流入が、閉ざされつつある国境と国籍の扉を再び開かせることになった。

## 独立パキスタンの国家形成とマイノリティ

### 1. 権力装置の整備とマイノリティ

引き続き、マイノリティの市民権の保障におおきな影響を与える、国家の権力装置の問題を検討しておこう。国家形成期においては、権力装置の設定のあり方こそが、マイノリティをめぐる社会的、政治的な初期条件を創り出すからである。

分離独立前の州都カルカッタの農業的フロンティアから、パキスタン独立にともない国家の一州へと格上げされた東ベンガルは、首府のダカから地方の県庁所在地にいたるまで、政府・行政機構を収容する施設が著しく不足していた<sup>(注42)</sup>。州議会やセクレタリアート (政府合同



庁舎)などはいずれも既存の教育施設を転用せねばならなかった(ダカ大学ジョゴンナート寮とイーデン女子カレッジ)。ジョゴンナート寮のホールは音響がこだまし、議事はほとんど聞きとれない状態であったという。天井の扇風機の羽が回転したまま脱落するという事故もあった [Lāhīrī 1968, 143-145]。州議会議事録によれば、1948年6月8日には議長(Abdul Karim)自らが議事聴取不能を宣言し、議場の改善を与野党代表に指示したとある [EBLAP, II, June 8, 1948, 58]。議事録も不正確であり、時として野党発言は意図的に歪曲されて記録された [Lāhīrī 1968, 146]。セクレタリアートに至っては、机や椅子も満足になく、事務員は地面にマットを敷いて執務していた有様であった [Modābber 1977, 268]。

そこで生じたのが、政府施設を収容できる民

表2 東ベンガル州政府による住宅の収用件数  
(1948年2月15日現在)

県	所有者		用途	
	ヒンドゥー教徒	ムスリム	行政官用	非行政官用
ダカ	530	214	733	11
モイメンシン	54	11	65	0
フォルダブル	98	14	112	0
バコルゴンジ	71	24	95	0
チタゴン	100	81	179	2
ノアカリー	2	0	2	0
ティッペラ	129	18	143	4
シレット	59	24	83	0
ディナジプル	37	1	38	0
ロングブル	75	1	76	0
パプナ	70	8	78	0
ボグラ	6	0	2	4
ラージシャヒー	69	11	80	0
ジョシュホル	68	7	72	3
クルナ	93	6	99	0
クシュティア	28	2	30	0
チタゴン丘陵地域	0	0	0	0
合計	1489	422	1887	24

(出所) EBLAP, II, June 10, 1948: 60

間の建物、住居の収用措置であった。当然狙いをつけられるのは、ザミンダール、タルクダールら中間介在者階級の所有になる施設であった。ダカ市から地方都市まで、めばしい建築物は政府によって収用されたが<sup>(注43)</sup>、その8割近くはヒンドゥー教徒の所有にかかるものであった(表2)。独立前の両教徒の平均的な階層差から、これはある意味でやむをえない措置ともみられたが<sup>(注44)</sup>、ヒンドゥー教徒の多くは、これを差別的な政策と捉えた。手続きや収用時の借料支払いなどの不備が、差別感を募らせた面もあった<sup>(注45)</sup>。こうした一連の収用政策は当時の首席次官(Chief Secretary)であった、パンジャーブ出身のインド文官職ICS(のちパキスタン文官職CSPと改称)官僚、アズィーズ・アフマド(Aziz Ahmed)の発案であったとされる [Lāhīrī 1968, 106]。この西パキスタン官僚は、あとに述べるように、国家形成期の東ベンガルにあって、ベンガル人政治家以上に隠然たる権勢を振るった人物である。

また、表2でみたように、政府の行政用途ではなく、個人用途を目的とした収容も皆無ではなかった(ムスリム難民、いわゆるピハーリーのための収用事例は [Lāhīrī 1968, 160])。さらに、学生数の減少したヒンドゥー教徒の教育機関も収容の対象となった。

こうした財産権への侵害は、生命の安全とも紙一重の問題であった。財産の収用や、私的な圧力は、おおくの場合、群衆の力やムスリム連盟傘下のムスリム民族防衛団(Muslim National Guard)や民警団(Ānsār = メディナにおける預言者ムハムマドの支援者たち)など末端権力組織の動員のもとで行われたからである(これらの末端権力については後述)。植民地期にザミンダ



ールらは、銃器所有の許可を県長官（District Magistrate, DM）から得てきたが、独立後には県長官がしばしば、この許可を取り消すだけでなく、民警団の武器が不足しているという理由から銃器を収用する事例もあった [Lāhīrī 1968, 164] [EBLAP, (1) March 15, 1949, 66-68; (4) Apr 8, 1949, 106-107]。こうした銃器が返還されることなく、地元のムスリム有力者の手に渡る（ただ同額の価格で売り渡される）ことすらみられたのである [EBLAP, (4) Dec. 10, 1949, 142-145; V(1) Feb. 19, 1951, 85-88]。

## 2. 警察・行政機構と末端権力

国家レベルでの宣言、政策がどう表明されるにせよ、権力の代行者としての県長官、その他行政官の職務遂行の姿勢というものが、多くの

場合、コミュニナな対立にかかわる治安維持の成否を握っている（ネルーも、1950年暴動の際に、その点を特に強調している [JNL, Oct. 1, 1950, 213]）。

独立直後の東ベンガルにおいて、各級公務員にしめるヒンドゥー・ムスリム比率は、こうした観点からきわめて重要である。ここでは、県長官を中心とする地方の警察・行政組織におけるコミュニナ比率を検討してみよう。表3は、分離独立前ベンガル州全体の1940年当時の地方組織におけるコミュニナ比率を整理している。

分離独立までにはまだ7年の期間があるが、ある種の傾向ははっきりと読み取れる。つまり、県長官（DM）のような幹部ポスト（DM職は植民地期以来、インド文官職ICSに留保されている）

表3 地方行政機構におけるコミュニナ比率（1940年）

	ヒンドゥー教徒	ムスリム	その他 (英人など)	合計
行政・司法部門				
県長官 (District Magistrate*, DM)	13	4	10	27
県副長官 (Additional DM)	15	8	8	31
郡長官 (Subdivisional Officer, SDO)	45	32	12	89
県長官代理 (Deputy Magistrate)	90	36	1	127
県長官副代理 (Sub-Deputy Magistrate)	297	152	3	452
県判事 (District Judge, DJ)	15	3	6	24
副・代理刑事審判事 (Additional/ Assistant Sessions Judge)	17	0	1	18
警察部門				
県警察長官 (Superintendent of Police, SP)	7	6	12	25
県副警察長官 (Additional SP)	7	3	4	14
県警察長官代理 (Deputy SP)	17	7	5	29
警視 (Inspector of Police, IP)	109	44	27	180
警察署長 (Thana, Officer-in-Charge, OC)	787	600	1	1,388
合計	1,419	893	87	2,399

(出所) Government of Bengal, Publicity Department 1940: 7-11 より作成。

(注1) Magistrate は通常治安判事などと訳されるが、広範な権限の実態に即して県長官とした。

(注2) 以下は、県レベルの役職でムスリムが最高位(太字)を占めていた県。ブルドワンとビルブム以外はムスリム人口が多数をしめる県。

DM: ラージシャヒー, ロングブル, バブナ, ノアカリー

DJ: ブルドワン (ボルドマン), ビルブム, ダカ

SP: ジェソール (ジョシュホル), フォリドブル, ティッペラ, ラジシャヒー, ディナジブル, ボグラ

をはじめトップクラスに占めるムスリム比率はやはり低い、警察、司法、土地行政などの末端では、その半数ほどは、すでにムスリムが占める状態となっている<sup>(注46)</sup>。

分離独立後の選択制度 (option) によって、ヒンドゥーの行政官のほとんどはインドを選択した<sup>(注47)</sup>。その空席は、インドからパキスタンを選択した行政官<sup>(注48)</sup>や、より下級の行政官の昇進によって埋められた (例: 警察書記から警察署長へ昇進した事例 [Lāhiṛī 1968, 124])。とくに重要なのは、警察部門では、警察管区 (タナ) の署長 (Officer-in-Charge, OC), また土地行政では土地登記官 (Sub-registrar) である。なかでも警察部門や OC クラスには、1946年の H.S. ス フ ラ ウ ル デ ィ ー (Husseyṇ Shahid Suhrawardy) 政権以来、ムスリム連盟の影響力の浸透が著しいとされる [Lāhiṛī 1968, 122]。分離独立の混乱状態のもとでは、時としては、DM の指令すら OC によって無視されることもありえた [Lāhiṛī 1968, 122-123] (独立直後の警察行政におけるコミユナル比率の詳しい資料は、政府が提出を拒否している [EBLAP, (1) Oct. 26, 1951, 203])。

会議派の州議会議員であった P. ラヒリーの回想は、ラージシャヒー県での地方行政がいかにコミユナルな圧力に曝されていたかを伝えている。分離独立当時の県長官 K. A. タイヤーブ (Khondaker Ali Tayeb, 当然 ICS である) は、ムルシダバードのムスリム貴族の出身でラヒリーとの関係はきわめて良好だった。かれは、ヒンドゥー教徒への嫌がらせや暴力事件が発生すると、直ちに警察の指揮系統を通じて事態の掌握と解決に動いた。しかし、こうした県長官が、当時のムスリム社会の大勢と調和すべくもなく、

彼は住民の集会において、州閣僚の面前で「背教者」とののしられた。陰では、かれは、ヒンドゥーに肩入れする 'Kali Tayeb' と渾名された [Lāhiṛī 1968, 109]。まもなく、タイヤーブ県長官は州の中央官庁に配転となり、後任としてボグラ県から転任してきたのが、西パキスタン出身官僚アブドゥル・マジード (Abdul Majid) であった<sup>(注49)</sup>。この人事を契機に、県の治安状況は一転し、ヒンドゥー教徒による警察・行政への信頼感は失われた。インド共産党指導者イラ・ミトロ (Ilā Mitra) への残忍な拷問で知られる、ナチョール (Nachol) 警察管区 (タナ) でのテバガ運動弾圧事件も、この県長官の赴任下の出来事であった。

地方の行政・警察機構に接続する末端の動きも、この時期においてはきわめて重要である。P. ラヒリーは、分離独立直後の東ベンガルには三層の権力が存在したという。最上層はいうまでもなく州のムスリム連盟政府権力、その下にムスリム民族防衛団 (MNG) とアンサール (Ānsār) と呼ばれた民警団、そしてさらに末端には「グンダー (暴力団)」という三層である [Lāhiṛī 1968, 136, 146]

民警団、アンサールは1948年2月の東ベンガル州政府法令 (Ordinance) によって設置された治安維持の補助部隊である。通常は密輸、闇市場の摘発や村落末端での農村開発事業に参加する。その意味では、大恐慌以降、第二次大戦期を通じてベンガル農村の復興対策の一部として組織されてきた、政府主導のボランティア組織の延長という側面も、発案の時点では備えていた。そして、非常時には警察の補助部隊 (national militia) として動員される。州中央では州首席長官、警視総監 (Inspector General), 州

ムスリム連盟議長などからなる国民奉仕局(National Service Board)の管轄下におかれ、地方では、主に県長官(DM)、郡長官(SDO)らの管轄下に入る(今日ではアンサールは内務省傘下にある)。当初15万人の採用が目標とされた。設立時の予算では訓練と施設費用を政府が負担し、武器と制服は民間からの寄金に依存するという方針がとられた。また、設置時の方針では、そのメンバーは「カーストや信仰を問わない」としたが、同時にムスリム民族防衛団員は優先的に採用された<sup>(注50)</sup>。しかし、指揮系統は実態的には、各段階のムスリム連盟指導部が掌握していた。それゆえ、末端社会の権力機構として、その編成や活動には非組織的な色彩が強かった<sup>(注51)</sup>。その総数は1950年頃に約20万人から30万人といわれ[EBLAP, V(2) March 10, 1951, 324-326], 末端ではアンサールと「グンダー」とは「外見上も区別がつけ難い」とされた[Zinkin 1962, 50]; [Guha c.1951, 28, 49] 州政府はその後会議派(ヒンドゥー)議員によるアンサールの実態に関する質問には、一切回答を拒否している([EBLAP, (1), Oct. 26, 1951, 204; , Oct. 9, 1952, 91]など)。民警団のような末端権力は、暴動に際しては略奪、脅迫行為の実行部隊となった。民衆の「解放幻想」を、上層権力による反ヒンドゥー主義やイスラーム・イデオロギーの回路に流し込むうえで、こうした末端権力集団の存在は不可欠であった<sup>(注52)</sup>。

### 3. 非ベンガル人幹部官僚の役割

すでに明らかなように、問題はこれら県長官ら旧ICS(CSP)による幹部ポストの中核が西パキスタン出身者によって占められたことである<sup>(注53)</sup>。東ベンガル出身官僚がより少なく反ヒンドゥー的であったといいうる根拠は少ないが、

西パキスタン出身官僚の存在が独立後の行政における反ヒンドゥー的な傾斜を強めるうえで、大きな役割を果たしたことは否めない。特に、パキスタン人旧ICSのうち最古参で、独立後の東ベンガルにおける官僚機構の中枢に座ったアズィーズ・アフマドの役割は大きい。かれは、州首相をはじめとする東ベンガルの政治家の動向を逐一中央政府に通報していたといわれ、東ベンガル政治の陰の最高実力者であった[Lāhiṛī 1968, 148]。かれの反インド、反ヒンドゥーの言動が、県長官をはじめとする高級官僚に強い影響力を行使したことは疑いもない<sup>(注54)</sup>。

この時期、警察部門のヒンドゥー教徒高官ですらも、アフマドを始めとする西パキスタン官僚にたいする強い反感を外国人ジャーナリストのタヤ・ズィンキンに洩らしていた[Zinkin 1962, 43]。ズィンキンは、一般のヒンドゥー教徒が抱く不安を、これによって実感できたとしている。実際、ラージシャヒーの事例以外にも、西パキスタン出身ICS(CSP)は、1950年のポリシャルにおけるコミユナル暴動などにおいて無視できない役割を果たしていた[Lahiri 1964, 27]。ここでは、同じく旧ICSのG.A. ファルキー(Faruqui)がヒンドゥー教徒から糾弾されている。Guha(c.1951, 89)によれば、東ベンガルの管区長官(Divisional Commissioner)と県長官に、この時点でベンガル・ムスリムはわずか1名しかいなかった。

重要なことは、ヒンドゥー教徒に対する排除や抑圧が、ヒンドゥー教徒に対するムスリム優位体制のみならず、東ベンガルに対する西パキスタン支配の確立過程でもあったということである[Guha c.1951, 88-98]。ヒンドゥー教徒の排除に乗じて地歩を築くことをあからさまに狙

っていたムスリム連盟の中核指導層はともかく、新生パキスタンに「解放幻想」を抱くベンガル人中産層が、それにはっきりと気づくのは、ごく少数の人々を除けば、まだ数年先のことになる。独立の「解放幻想」から覚め、「真の独立 (prakṛita svādhīnatā)」が改めて問われ始めるには、やはり1950年代の言語運動を経験せねばならなかった。言語運動を「真の独立のための運動」と位置付ける意識は、1952年には芽生え始めていたといわれる（「真の独立」はポリシャルでの言語運動のスローガンであった [Rāhman and Hāseṃi 1990, 105]）。この芽が大きく政治的に成長するには、いましばらくの時間が必要であった。

#### 4. 州立法議会におけるマイノリティ

最後に州議会におけるヒンドゥー議員の比率について、検討しておこう。彼らは出身地域、選挙区において、救済を求めるヒンドゥー教徒による訴えの窓口となるからである。たびたびプロバシュ・ラヒリーの言をひくが、独立前は議会へ出席したあとは、弁護士業など自らの事業に専念できたが、独立後は、ヒンドゥー教徒の訴えを処理するのに忙殺され、自身の事業にまで手が回らなくなったという [Lāhiṛī 1968, 123]。

1950年代から60年代にかけての州議会議員におけるヒンドゥー教徒の比率をみると、独立前の1946年選挙で選出されたヒンドゥー議員の比率は、分離選挙制度のもとでの一般議席と留保議席である指定カースト議席を中心に、1948年6月の段階で27.2%（在職総議員数162名中44名）であった<sup>(注55)</sup>。

1954年3月の統一戦線 (United Front) 政権を誕生させた州議会選挙では、議員総数が309

に増やされたことにともなって、ヒンドゥー議員総数は増加したが、分離選挙制度は維持・拡大され、その比率は21.9%であった<sup>(注56)</sup>。

1950年代が、1952以降の言語運動、54年以降の州自治要求と、パキスタン国内の民主的な政治体制への要求を中心に展開されていた時期には、マイノリティ問題はある程度の落ち着きを見せていたのであった [Guha c.1964, 44]。しかし、アイユーブ・ハーン大統領による基礎的民主制下の東パキスタン州議会では、間接選挙と合同議席制度のもとで、総員155名中、ヒンドゥー議員はわずか3名に過ぎない<sup>(注57)</sup>。議会を通じるマイノリティ問題の政治化が1960年代になると如何に困難であったかが推察できよう。

#### 「自治領間協議」にみる マイノリティ・難民認識

こうして東ベンガルのヒンドゥー教徒はパキスタン独立以降、財産と生命の安全を脅かされ、難民化が促進された。1947年10月にジャンムー・カシュミール藩王国の領有をめぐる武力衝突が開始されて以降、東ベンガルでもヒンドゥー教徒への圧迫が強められた [Guha c.1951, 69]。プロバシュ・ラヒリーが1947年のドゥルガ・プージャ (Durgā pūjā) の祭り以降に難民の流出が始まったとのべていることと時期的に合致する [Lāhiṛī 1968, 134]。1948年4月には、ナジムッディーン州首相が州議会でも、インドへの流出人数を20万と報告した [EBLAP, (4) April 8, 1948, 129] が、もちろんこれは過少な数字であった<sup>(注58)</sup>。図には、西ベンガル州に流入した難民数の推移が示されている。

1948年4月前後は、東ベンガルと並んで、パ

キスタンのスィンド州からのヒンドゥー難民の流入が引き続き、またインド国内の暴動のために（西）パキスタンに避難したものの、定住できずインドに再帰国しようとするムスリム難民の入国問題が発生するなど、インド政府はふたび難民問題への対処を迫られた時期でもあった〔JNLC, I, April 15, 1948, 108〕。ムスリム難民の再入国については、インド側は入国許可（Permit）制度の導入をもって対処した（詳しくは佐藤〔2004〕参照）。

いっぽう、東ベンガルからの難民問題については、1948年4月15日の各州首相宛て定例書簡で、ネルーは過去2カ月間にハイダラーバード藩王国併合（インド軍による進攻）問題の影響もあって、約100万の難民が東ベンガルからインドに流入したことを認めた。しかし、同時に彼は、東ベンガルのヒンドゥー教徒はパキスタン国内にとどまるべきだとも述べた〔JNLC, I, April 15, 1948, 109〕。

こうした事態を背景に、両国は1948年4月にカルカッタでもたれた自治領間協議（Inter-Dominion Conference）において東部地域の難民問題をとりあげた。その結果、同年4月19日には予備的な合意が成立し、それをもとに同年12月14日には最終的な合意が、主として東部国境での難民流出に関して交わされたのである<sup>〔注59〕</sup>。

この時期における両国政府の対応は、筆者の言葉でまとめれば「国籍の扉を閉じたままで、マイノリティに対して、相互に最大限の市民権保障を提供する」という立場である。合意は冒頭で、大規模な流出（mass exodus）は両国の利益に反し、抑制される（discourage）べきであると明記している。合意の大意は以下のようなものであった<sup>〔注60〕</sup>。

マイノリティの保護は、居住する自治領政府の責務であり、かれらの救済にそれぞれの政府は責任を負う。

両国において、あらゆる国民は平等の権利を有し、マイノリティの文化的（教育を含め）、宗教的権利は保護される。

パキスタンとインドの統合を主張する宣伝は抑制されるべきである。

他国に対する敵対や集団間の恐怖を煽動する報道・出版等の抑制とそのための協議機構の設置。

東西ベンガル州政府は、政府、県レベルにマイノリティ協議会（Minority Board）を設置する。これらはマイノリティ3名を含む5名の委員によって構成される。

マイノリティの保護義務を怠った公務員に対する公開の処分。

輸出入ライセンス、鉄道貨物利用など経済活動における差別の除去。

流出の著しい地域を対象に、難民財産管理協議会（Evacuees Property Management Board）の設置。東西ベンガル州政府による、そのための立法措置。

東西ベンガルの州首相と首席次官レベルで、それぞれ2ヶ月と1ヶ月に一度の頻度での定例協議の制度化。また、合意の実行に関する担当閣僚の明確化。

両国政府、及び東西ベンガル州政府は合意内容と、その実行に関してそれぞれの副高等弁務官を通じてマイノリティへの周知徹底をはかり、そのためのあらゆる便宜を相手国副高等弁務官に提供する。

東ベンガルからアッサム州へのムスリムの移動、および独立以前からのムスリム移



住者の東ベンガルへの流入に関する協議の必要。

この合意を貫く基本的なスタンスは、東部国境地域での難民問題に対するインドの中央指導部の基本的な認識でもあった。インドにおいては、市民権（国籍）に関する制憲議会での討論は1949年8月10, 11, 12の3日間にわたって行われたので、この協議の時点では、まだ最終的な条項はその姿を見せていなかった[佐藤2004]。しかし、上記の合意は、明らかにすでに「自国民」と「他国民であるマイノリティ」という「国民」の区分があたかも自明であるかの前提に立っている。つまり、難民はいずれは本国に帰還すべきマイノリティとみなされているのである。

こうした認識のもとでは、総じて、難民への対策は中途半端、不十分なものになり勝ちである。1948年6月には、西ベンガル州政府は、6月25日を期限として流入難民の登録打ち切り政策を打ち出し、インドへの流入を抑制する政策すら打ち出している（西ベンガル州政府によるプレス・ノート[Chakrabarti 1990, 18]）。いっぽう、東ベンガル州政府の側も、1949年11月には、難民流出は、「もはや過去の問題」であるとして、州議会での質問に対して実数の回答すら拒否するようになった[EBLAP, (1), Nov 24, 1949, 33-34]。

州政府からして、こうした対応であるから、東部国境地域の難民にたいするネルー、パテールら国民会議派指導部の立場は、はるかに冷淡なものであった。彼らは、東ベンガルのヒンドゥー教徒はパキスタンにとどまるべきだと考えており、とりわけ会議派幹部らが率先してインドへ流入してくることに、ネルーは明らかに批

判的であった[Chakrabarty 1974, 106-109; *SWJN*, 7: 91-99]。1948年12月の会議派全国委員会（ジャイプル）への全ベンガル難民運動評議会（Nikhil Banga Bastuhara Karma Parishad）による嘆願に対して、ネルーは全国委員会の外国部門に意見書を提出するように指示した。「難民は外国人だ」ともネルーは明言している[Chakrabarti 1990, 51]。1949年の年末に東ベンガルからの難民代表と会見したネルーは、東部と西部の難民処遇の格差を否定し、救援の改善についても「働かずして救援はない」と突き放したうえ、駐ダカのインド副高等弁務官がマイノリティ問題に関心が薄いという訴えには、「マイノリティの利益を彼が代表するわけにはいかない。そのようなことをすれば、マイノリティは外国人とみなされる。皆さんはそれをお望みなのか（傍点は引用者）」と問い返した[*SWJN*, 8, Dec. 30, 1949, 97-98]。容易に理解できるように、ネルーは国籍の扉はすでに閉ざされたと見ている。インド憲法の国籍（市民権）条項は、さきに述べたように、1949年8月に採択されている。そして、この部分は憲法制定時、つまり1949年11月26日に、即時効力を付与された[佐藤2004]。ネルー（およびインド政府）にとっては、パキスタンのヒンドゥー教徒の問題は、もはや国籍賦与の問題ではなく、パキスタンに本来帰国すべきマイノリティの問題なのである。

しかし、分離独立以降、パキスタンに帰国する意思のない100万人を越す難民の流入は、州政府への行財政負担を確実に増大させていた。1949年12月1日付けのネルー宛、西ベンガル州首相 B. C. ライ（Bidhan Chandra Roy）書簡は、西ベンガルのこうした苛立ちを反映している。

ライは、難民対策を充分に取れない原因として、西ベンガルにたいする財政上の取り決め（所得税とジュート輸出税の州への還付問題）にまで踏み込んで、不満をぶちまけている。そして難民への財政的手当てにおいても東部国境難民は冷遇されているとした〔Chakrabarty 1974, 140-142〕。ライのネルーあて書簡としては異例の批判的な文言には、会議派政治への高まる不満のもとで政治的アキレス腱となりつつある難民問題に対処できないライの苛立ちを読みとれる<sup>(注61)</sup>。

さらに、1949年9月のイギリスによるポンド切り下げに対して、インドが同調し、パキスタンが回避するという対応の差は、同年12月には両国貿易協定の失効へと発展し、パキスタンのジュート、インドの石炭を筆頭に、両国経済に不可欠な物資の交流が遮断された<sup>(注62)</sup>。ジュートの滞貨と石炭不足による陸上・水上交通の停滞により、東ベンガル経済は崩壊寸前にまでたち至った〔Dutt 1977, 50〕<sup>(注63)</sup>。この経済的な混乱が両国関係、特に東ベンガルとインドの関係の悪化に拍車をかけた。Mitra (1991, 60-61, 71) は、1950年暴動の伏線をここに求める。ネルー内閣の商業相であった K. C. ニョギー (Neogy) は、東ベンガルへの石炭供給を停止した担当閣僚として、1950年暴動の発生に個人的な責任を感じていた。彼は、この措置がヒンドゥー教徒への報復となって表れることを充分に危惧していたのである〔*SWJN*, 14 (1): 88, n3〕。

インド・パキスタンの緊張関係と、東西ベンガルにおけるコミューナル関係は相互に共振しあいつつ、緊張関係を極度に高めていった。インド憲法が施行された1950年1月26日、すなわ

ちインド共和国の誕生日は、すでに散発的に発生し始めたコミューナル対立のさなかにあり、東西ベンガルを巻き込むことになる2月の大暴動は戸口にまで迫っていた。

## 結び 国民国家の 背理としての難民

この論文で、私はインド憲法による市民権（国籍）の扉が、1949年11月26日をもって閉じられたと、繰り返し書いてきた。法制度的に見れば、これは誤りではないと思う。しかし、すでにみたように、1949年11月はおろか、市民権（国籍）条項が同年8月に制憲議会で可決される以前から、国民会議派の指導部は、自国民の一部としてのステイタスを、ベンガル難民に対しては明らかに否定してかかっていた。いつから彼らはこうした態度をとり始めたのか。また、それは何故なのか。

遡れば、マイノリティをその属する国家の国民とみなし、マイノリティの保護責任を当該国家に委ねるのは、1948年12月の自治領間合意の基本的な立場であった。さらに、その淵源は、合意の原型となった1948年4月の K. C. ニョギー = グラーム・ムハムマド文書にまでたどることができる〔Indian Commission of Jurist 1965, 319-324〕。

そしてすでに述べたように、1948年4月前後は、東ベンガルと並んで、パキスタンのシンド州からのインドへのヒンドゥー難民の流入が引き続き、(西)パキスタンに避難したムスリム難民の再帰国問題が発生した時期であった〔*JNLC*, I, April 15, 1948, 108〕<sup>(注64)</sup>。そしてムスリム難民の再入国のために設けられたのが入国

許可制度 (Permit system) であった [ 佐藤 2004 ]。ここで想い起こされるのは、それから約 1 年後、インド憲法の市民権 (国籍) 条項の討論の際に、許可制度についてネルーが述べた次の言葉である。

「想い起こしていただきたいのは、この許可制度が導入された 1948 年 7 月頃というのは、すでに大規模な移動が完全に終了していたということです。…… [ CAD, Vol. , 401 ]」

ここで、ネルーが「大規模な移動」というとき、念頭にあるのはパンジャープの分割であり、ベンガルの分割ではなかった。このときの討論において、少なくとも制憲議会議事録から見る限り、ベンガル難民に言及したのは、アッサム州からの選出議員ただひとりであった [ 佐藤 2004 ]。明らかにネルーら国民会議派指導部の関心事は、パンジャープにあって、ベンガルにはなかった。それゆえ、彼ら指導部が国籍の扉を閉じたのは、西部国境での難民移動が終了したと見計らったのことであり、考えても大きな誤りではあるまい (注 65)。だが、パンジャープでの「民族浄化」は暴力的に収束したが、ベンガルは、まだ難民排出の渦中にあった。無論、会議派指導部はベンガルのそうした事情を知らなかったのではない。難民流入規模に見合う領土の割譲をパキスタンに要求したとされる、サルダール・パテルの重大な発言がなされたのも、1948 年 11 月であった (注 66)。むしろベンガルの事態がさらに悪化し、より大規模な難民流入が発生することによって、ただでさえ過酷なまでに過重な国民国家形成の課題に、さらに処理不能な難題がふりかかることを、かれらは是が非でも回避したかったのである。

確かに、分離独立直後のインド指導部にとっ

て、当面の優先課題として、彼らの関心がパンジャープに釘付けにされる十分な理由があった (注 67)。西パンジャープから根こそぎにされた 400 万人難民の定住は迅速かつ大規模に進められねばならなかった。パンジャープこそは、インド陸軍兵士の最大の供給地であったからである。カシュミールをめぐる西パキスタンでの軍事対決を背景に、国家の藩屏 (bulwarks) は手厚く保護されねばならなかった。それゆえ、ベンガルについてはインドもパキスタンも事態の平穏を望んだのである。1948 年 4 月にカルカタでもたれた自治領間協議で、東部国境を念頭に「大量流出は好ましくない」と両国が符牒を合わせる理由はここにあった。もっと言えば、ネルーら指導部の本音は、東ベンガルからの難民の流出は、迷惑至極な事態ですらあった (注 68)。こうして、「国民」の政治空間は、国家の優先順位に従って、パンジャープ、あるいは西部国境を基準に定義された。ベンガルは、それを受け容れるべきであったのである。ネルーらが、難民代表を「外国人」と極めつけて憚らなかった理由は、このように考えてはじめて納得がいくであろう。

パキスタンとの対決を背景に、国民国家の境界設定を急ぐインド指導部のこのような姿勢は、反転すればまさしくパキスタン指導部のそれでもあった (注 69)。すでに見たように、ムスリム・ナショナリズムを基調とするパキスタンの国民国家形成は、東ベンガルにおいてヒンドゥー・マイノリティの周縁化を促した。カシュミールでの軍事衝突、インド軍によるハイドラバード進攻などと軌を一にして、彼らへの圧力は強められた。緊張関係を背景に、両国が国民国家の境界をそれぞれ固めようとすればするほど、そ

れに背反して「国民」の定義からこぼれ落ちる難民が東部国境の両側に大量に排出された。ベンガルにおける難民の群れは、この背理を可視化したのである。

分離独立から1949年にかけて、両国の指導部は、とりわけカシュミールをめぐる対決の水準を引き上げる一方、「自国民」であるマイノリティの権利保障をともに謳いあった。これは「騙しあい」といわないまでも明らかな矛盾であり、その破綻は1950年の暴動となって白日のもとに曝された。暴動によって奔流となったベンガル難民の群れは閉ざされた国籍の扉に向かって殺到し、難民の悲慘を目の当たりにした東西ベンガルの世論は沸騰した。対決を東ベンガルへの軍事侵攻にまで一気に引き上げるのか、あるいはまた、「人口交換」によって、ベンガルにもパンジャーブを演じさせるべきなのか<sup>(注70)</sup>、それとも両国の真剣な和解を通じてマイノリティとの共存の道を探るのか、印パ分離独立前と（そして、それから半世紀以上も経た現在とも）変わらぬ課題が、インドとパキスタンの政治指導層の前に突きつけられた。両国の国民形成過程における、この1950年暴動がはらんだ深刻な意味について考察することが、続稿の課題となる。

（注1）通常「国民国家の形成」と日本語でいうと、国家の形成に力点が感じられ、国民形成自体も実は課題となっているという側面が見逃されやすい。当たり前のように、この点は出発点において確認しておきたいことである。以下、本稿では「国民国家の形成」という表現で、「国民と国家の形成」を意味する。南アジアの諸国家は、「多民族国家」であり「国民国家」とは言いがたいという議論に筆者は賛成であるが、それにもかかわらず、南アジア諸国が例外なく、単一

の市民権の存在のみを主張してきたこともまた事実であり、本稿でいう「国民国家形成」は、そうした単一の市民権を基礎とする主権国家の形成過程を意味している。インドのアッサム州、パキスタンのスインド州にみるように、市民権の単一性と「多民族性」との摩擦・対立も、関連する重要な主題である。

（注2）インドとパキスタンの国民国家の形成期を、筆者は1950年代の半ばまでとしている。インドについては、1956年の州再編成、第二次5カ年計画の発足や、1955年の市民権（国籍）法の成立、パキスタンについては、1951年の市民権法制定、1955年のワン・ユニット化（西パキスタン州創設）と翌年の憲法制定（このとき東ベンガル州は東パキスタン州と改称された）などを画期と考えている。

（注3）1951年においても、ヒンドゥー教徒人口は約920万人（全人口の22.0%）であったから [Bangladesh Bureau of Statistics 2002]、1950年暴動前には1,000万人を超えていたと考えられる。

（注4）ここでは事態を簡略に描いているので触れないが、西部国境地域での難民移動がなかったのではない。この点は必要に応じて記述のなかで補われる。

（注5）この脈絡で、古証文のようにしてヒンドゥー・ナショナリストの側から、しばしば言及されるのが [Madhok c. 1954, 173]、ネルーによる1947年8月15日の国民へのメッセージ（“The Appointed Day”）である。「私たちはまた、政治的な境界によって我々から切り離され、到来した自由を不幸にも今我々とともに分かち合うことのできない兄弟姉妹のことを思うのです。将来、何が起ころうと彼らは我々の一員であり、そうあり続けるのです（They are of us and will remain of us）。そして、良きにつけ、悪しきにつけ、我々は運命をともにするのです」[SWJN, 3: 49-50]。ネルーの脳裏には、パキスタン内のヒンドゥー・マイノリティだけでなく、北西辺境州のアブドゥル・ガッファール・ハーン（Abdul Gaffar Khan）ら、独立運動をともに闘った盟友たちの姿もあったにちがいない。しかし、この誓約は道義的な責任の表明であって、市民権（国籍）の保障までを意味したとは考えられない。なお「政治的な境界」は複数形（political boundaries）で、いわゆる在外インド人の存在も



ネルーの念頭にはあったであろう。

(注6) パキスタンもまた、1951年4月にパキスタン市民権(国籍)法(The Pakistan Citizenship Act, 1951)を制定した(Husain [1958, 204-213]を参照)。

(注7) パキスタンでは、後述するM.A. ジンナーによる制憲議会演説(1947年8月11日)が、こうしたマイノリティの市民権論を表明している。

(注8) “Second-class-citizen” といった表現は、南アジアにおいてもマイノリティに関して頻繁に使用される。インド、パキスタン両国のマイノリティを国家間の「人質」と見る考えも、分離独立以前から存在した[Azad 1988, 216-7, 229]。東ベンガルの国民会議派政治家プロバシュ・チョンドロ・ラヒリー(Prabhās Candra Lāhīrī)は、いかにも魚好きのベンガル人らしく、パキスタンのヒンドゥー・マイノリティを「欲しいときに料理できる生簀のコイ(kai, 川魚の名)」に喩えた[EBLAP, I(1) 24 Oct. 1951: 160]。

(注9) 「マイノリティ」概念は何もヒンドゥー、ムスリムという宗教的アイデンティティの次元にそってのみ展開されるわけではない。こうした「マイノリティ」概念の多義性についても、すでに[Sen 1950: 43-49]が周到に指摘している。

(注10) 本稿では大きく扱わないが、この論点から派生するいくつかの重要な問題のうちの一つは、難民を受容する国家的な(ナショナルな)要請とサブ・ナショナルな利益と間に深刻な対立がしばしば発生するという問題である(本稿注1で触れた「他民族構成」の問題はこの論点ともかかわる)。難民受容へのサブ・ナショナルな反発を「市民権(国籍)問題」という政治空間に引きずり出したという点で、インドのアッサム州とパキスタンのスインド州は、きわめて強い並行関係にある[Mahanta 1986; Syed c.1991]。

(注11) インド、パキスタン研究全体を見渡せば、パンジャーブ、および西パキスタンについては、Talbot (1996) がムスリムの難民及び難民化に関する研究を開拓している。Low and Brasted (1998) もムスリム難民の流入とスインド州における反応を扱う論考を含む。ベンガルに関しては、Tan and Kudaisya (2000) の第6章、およびRahman and Schendel (2003)、Bagchi and Dasgupta (2003) があるが、ヒンドゥー

難民に関する扱いに比較して東ベンガル(バングラデシュ)におけるベンガル・ムスリム難民や、いわゆる「ビハーリー」と呼ばれる非ベンガル・ムスリム難民についての研究が、手薄なことは否めない。若干の事例は、Ghosh (1991), Guha Thakurtha (2003), Sen (2003), そして特にRahman and Schendel (2003) 参照。Guha Thakurtha (2003) は、「故郷喪失」にこだわるヒンドゥー難民と、「約束の地」を得られたムスリム難民では記憶の位相が異なることを指摘する。Chakrabarty (1998) も、ヒンドゥー難民における分離独立の記憶を「テキスト」にして、ベンガル社会におけるムスリムの存在が記憶のなから欠落してしまっていることを「読み解く」。U. ブタリア(Urvashi Butalia), G. パンデーらによる分離独立と暴力、ジェンダー、あるいは広く分離独立と記憶に関する研究も重要である[Butalia 1998; Pandey 2001]。また次の注12の文献も参照。

(注12) これに対しKamra (2000), Roy (2001) からは、今日のヒンドゥー・ナショナリストによるベンガルの難民問題に関する対極的な立場を読み取ることができる。この立場は次のように要約できよう。東ベンガルのヒンドゥー教徒の犠牲者数は、ムスリムの比ではなく、ムスリムへの暴力は、ヒンドゥー教徒への迫害の反作用として生じたものである。従来記録、文学あるいは歴史記述は、インドに流入したヒンドゥー難民の辛酸を描いたにしても、決してムスリムによる迫害を暴こうとせず、むしろそれを意図的に隠蔽してきたのであり、その根源は、当時からムスリムの保護を優先させ、「被害」と「加害」の関係を転倒させてきた、ネルーに代表される「セキュラリズム」理念、ムスリムへの宥和(appeasement)政策に求められる。こうしてみれば、本稿の扱う主題が今日のインドにおける「セキュラリズム」論議と深く関連していることは明らかであろう。

(注13) 筆者のここでの含意は、インドについては、「セキュラリズム」に対する正負いずれの評価に立つにせよ、その現実の効果を過大視することへの警告であり、また、パキスタンについては、国家理念を「イスラーム」と標榜することのみによって、民主主義制度の運用の可能性が全く閉じられてしまうわけではな



いという理解である。マイノリティの権利は、その他の多くの要因にも依存するからである。実際、パキスタン「イスラーム共和国」の全時代を通じてマイノリティは全く同じ扱いを受けてきたのではない。「多数派国家」というこなれない用語についていうと、多くの国家は何らかの意味で「多数派国家」だが、ここでは、公式にそのことを標榜する国家を指す暫定的な用語であり、検討の余地があることを自覚している。

(注14) 人民独立連盟 (Gana Āyādi Līga) [ 結成は1947年6月 ] や青年連盟 (Yuba Līga) [ 1947年9月6-7日に結成 ] の活動家たちは、独立前のベンガル州ムスリム連盟書記長であったアブル・ハシム (Ābul Hāsim) の影響下にあった。かれらムスリム青年層の一部は、独立直後から「コミユナル政治」との絶縁を政治信条とした [ Ākāś 1990, 45; Rāhman and Hāsēmi 1990, 63 ]。しかし青年・知識層の大勢はムスリム意識と反ヒンドゥー的なコミユナルな意識との区別はあいまいであった [ Rāhman and Hāsēmi 1990, 80 ]。同時に、パキスタン独立の感激が、西パキスタンによる東ベンガル支配への警戒心を薄れさせた。これらは1952年の言語運動の指導的地位にあった学生の証言である [ Rāhman and Hāsēmi 1990, 77 ]。

(注15) 「時とともに、国家の市民という政治的な意味において、ヒンドゥーはヒンドゥーたることを止め、ムスリムはムスリムたることを止めるであろう」という有名な一説を含む演説 (CAPD, Vol. I, No. 2, 19-20)。以下の注17も参照。

(注16) 制憲過程でのマイノリティ問題を簡潔に紹介しているのは Kabir (1980) である。

(注17) ジンナー演説は、東ベンガルのヒンドゥー教徒政治家によって歓迎されたとする記述もあるが [ Huq 1966, 52-53 ]、その一人である P. C. ラヒリーは、対外宣伝におけるリベラルな言明と現実における反ヒンドゥーの言動というムスリム連盟政治の二面性を、ジンナー演説の中に読み取っている [ Lāhīrī 1968, 55-57 ]。ラヒリーの観察は、ジンナーの言動の変化からのみ、制憲議会演説の意味を探ろうとする作業への警告ともとれる。

日本のパキスタン研究者によるこの問題に関する言及は加賀谷 (1973)、最新のものとしては井上・子島

(2004) 参照。後者ではジンナーは一貫して「セキュラリズム」、すなわち「ムスリム国家」を標榜したとされる [ 井上・子島 2004, 37-38 ]。「多数派国家」(「ムスリム国家」と「セキュラリズム」概念の関係については、さらに考察されるべき領域があるだろう。「ムスリム国家」の主張を無条件に「セキュラリズム」とみなせば、インドの一部勢力が主張してきた「多数派国家」論(「ヒンドゥー国家」)も「セキュラリズム」といわざるを得なくなるからである。

(注18) 制憲過程における「ムスリム国家」、「イスラーム国家」などを巡る議論の混乱を正す意図で書かれた同時代の興味ある資料に、Sen (1950) がある。著者はダカ大学政治学部長であった。また、この著作に含まれる1949年発表の論文には、パキスタンの連邦制度に関して1950年の国民大集会 (Grand National Convention) で提示された「二重の連邦制」論が先駆的に展開されている [ Sen 1950, 89-105 ]。二重の連邦制については佐藤 (1988) 参照。

(注19) この点で Huq (1966, 57) の指摘は的確であろう。「イスラーム国家に対するマイノリティの危惧の本質は、目標決議の条文によるものというよりは、イスラーム国家の解釈を受け容れようとしないう西洋教育を受けた知識層を敵視する一部の宗教指導者の主張からくるものだ。」

(注20) Umar (1980, 3) および Kaṅkāl (1951)。後者は、イスラーム社会主義者を名乗る筆者による同時代のパンフレット。印パの支配層がカシュミール問題、コミユナル暴動を階級支配の道具として利用しながら、秩序の回復の段となると、混乱の責任を「コミュニスト」に押し付けるという構図を告発する [ Kaṅkāl 1951, 89-90 ]

(注21) ザミンダーリー制度の廃止については、ここでは扱わないが Umar (1996) が詳しい。河合 (1992) も参照。同法案を審議した特別委員会では、見解の対立がコミユナルな亀裂とは全く別の形で現れていたことに注目すべきである。1952年8月1日現在での East Bengal State Acquisition and Tenancy Act の適用状況 (国家による取得の対象となったエステート [ 地所 ] の一覧) は、EBLAP, IX(2) 1, Nov. (1952, 340-347) 参照。

(注22)「坊主 (neṛe)」はムスリムに対してヒンドゥー教徒が用いる蔑称。ジャーナリスト、タヤ・ズィンキン (Taya Zinkin) はムスリムが戸口で履物を脱がなくなったことや果樹園のマンゴーを盗まれた「程度で」、ヒンドゥー教徒が大挙逃亡することを、やや理解し難いという筆致で描いているが [Zinkin 1962, 32], 認識不足の感を免れない。隣人のムスリムが、ある日それが当然であるかのような、いとも自然な振る舞いでベランダの椅子に腰をおろす様をみて、故郷を棄てる決意をした高校の副校長との対話を伝えるのは A. ミトロである [Mitra 1991, 86]

(注23) ここでは、Tambiah (1996) が重視する “leveling” (水平化, 平等化) の概念を適用することを考えてよいかもしれない。

(注24) 難民の間に直接の被害が意外と少ないことは、1950年暴動の場合ですらみられたことである [SWJN, 14(1) 15 March 1950, 119]

(注25) これらの運動については、今日では多くの記録、回想記等が入手できる。それらの検討は筆者の改めての課題とするが、代表的なものとして文献リストには Umar (1996), Bhaṭṭācārya (1973, 1988), Gupta (1964), Gupta (n. d.), Rāy (1986), Sen (n. d.), Siṃha (1983) などを挙げた。

(注26) 一つの回想記から、ディナジプル市のカレッジに入学したばかりのムスリム学生のテバガ運動観を紹介する [Ākhtār 1974]。筆者はハジー・ダネシユ (Hājī Mohāmmad Dāneś) のようなインド共産党農民指導者の伝説的な活躍に胸を躍らせるいっぽうで、流布されていた次のような見方にも同調する。「ディナジプルやロングプルではムスリムがジョトダールの7割を占めるから、ヒンドゥー教徒の指導で共産党がこの2県でテバガ運動を始めたのだ。ようやく教育を受け始めたムスリム・ジョトダールの子弟の将来は、このために永遠に閉ざされてしまう。ポルドマンやブレジデンシー管区 (bibhāg, Division) でもジョトダール制度がみられるのに、ヒンドゥー地主が多いので農民組合や共産党は、そこではテバガ運動をやらないのだ [Ākhtār 1974, 90]」

興味深いことに、Mitra (1991, 52-53) も、ヒンドゥー・ポッドロロクの中小地主の厚い層がある西ベン

ガルでは、24バルガナ県を「例外」として運動が事実上 (practically not all) 展開されなかったとして、アクタルの認識と重なりあう指摘を行っている。これは運動評価のひとつの論点である。

テバガ運動が下火になると、ムスリム民族防衛団 (Muslim National Guard) の活動は活発化する。アクタルもその団員として「ジョトダールと連絡をとりつつディナジプルの農村部に防衛団の活動を広げていった [Ākhtār 1974, 101]」。

(注27) 他にもモウルビバジャール (Maulvibazar) でのドウルガ女神像の川流しの中止について EBLAP, IV(1) 16 Nov. 1949, 67-68)。

(注28) 以下の記述は佐藤 (1988) におけるこの時期の言語運動に関する筆者の理解の混乱を正す目的で書かれた。例えば同論文の注38に関わる部分を参照。

(注29) 旧ダカ市内における言語については、Abdul Hai (1964) 参照。ダカのムスリム市民が母語を「ウルドゥー」として認識していたという証言は S.M. エナムル・ホク (Enamul Huq) による [Rāhman nad Hāsemi 1990, 70; Azam n. d., 13] によれば、旧ダカ市内の街区 (mohalla) は「12 (bara) パンチャーヤト」と「22 (bais) パンチャーヤト」と呼ばれる2グループからなり、それぞれ72と61のパンチャーヤトを擁していた。前者の住民はウルドゥーの知識はあるがムスルマニー・バングラとよばれるベンガル語話者であり、後者の住民はウルドゥー語のみを使用した。アザムは前者をイスラームへの改宗者の、後者を移住者の子孫と比定している。ここでいうムスルマニー・バングラが Abdul Hai (1964) が Kutti と呼ぶものに対応する。この他、ダカ地方のベンガル語方言の話者層がいた。

(注30) ベンガル語国語化運動については白井 (1988) 参照。その後も夥しい文献がこの運動に関しては発表されている。改めて検討が待たれる分野である。

(注31) Tamaddun Majaliś は1947年9月2日に、ダカ大学の学生・教員らが組織した。代表者は同大学の物理学教授 A. カセム (Ābul Kāsem) であった。カセムの評論 [Kāsem 1951] は、反帝国主義、反資本主義の第三勢力の結成を訴えると同時に、無神論

を拒否してイスラム社会主義を標榜している。

(注32)興味深いことに、同じ S. Guha による 1964 年のコミユナル暴動に際しての観察では、自治運動への評価は、はるかに高い [Guha c. 1964]。1950 年と 1964 年のコミユナル暴動における最も顕著な差は、後者では、ベンガル・ムスリムのインテリ、学生層、さらにはジャーナリズムのなかにも、公然と政府の責任を追及し、ヒンドゥー教徒を実際に保護する動きが随所でみられたことである。1950 年暴動でも、続稿で紹介するようにムスリムがヒンドゥー教徒を保護する事例はみられたが、例外的であった。1964 年暴動とその時代的な環境については、改めて検討を加える予定である。

(注33)本稿では東インドに焦点を当てるが、ウツタル・プラデシュ州を中心とする北部インドでのムスリムに対する敵意や猜疑心に満ちた社会状況は Hasan (1997) の第 6 章を参照。事態はきわめて類似している。

(注34) Biswas (1993) は、1947 年から 1971 年にいたる、同時期の東西ベンガル双方におけるコミユナル暴動を、ともに視野に収めている点で、類例の少ない研究である。Kamra (2000, 73, 75) は、この研究から 1950 年の東ベンガル暴動の部分のみを引用している。さらにそれに依拠した Roy (2001, 408-409) では、ナチョールのテバガ運動でのインド共産党指導者イラ・ミトロ (Ila Mitra) への拷問に触れて、彼女の英雄的な抵抗への賛美が「ムスリムの拷問者」の役割を隠蔽する結果になっているという不可解な論理が披露されている。両書の性格については、注12を参照。

(注35) Ākhand (1967) は独立前ベンガル州のムスリム警察官僚による、諜報局 (IB) における 5 年間の活動に関する回想録である。諜報局では独立前も「ムスリムはハリジャンで」あった (ページの打っていない前書きより)。独立後の東ベンガル州政府は対共産主義活動の治安部門のみには、例外的にヒンドゥー教徒を採用していた [Guha c. 1951, 49]。なお、Ākhand は Ākhtār (1974) の著者の父親である。二代にわたる回想記が得られる。

(注36)東ベンガル州政府は、*Amrita Bazar Patrika* (英語) *Ānanda Bājār Patrikā* (ベンガル語) 及

びインド共産党機関紙 *Svādhīnatā* (ベンガル語) の発禁を指令している [EBLAP, II, 8 June 1948, 25-26], [EBLAP, III(1) 15 March 1949, 55-6]。1950 年暴動での東西ベンガルの新聞報道もまた、情勢を悪化させるうえで大きな責任があった。発禁は 1950 年 7 月 1 日に解除された [Hindusthan Times, 6 July 1950]。Kamra (2000) は *Amrita Bazar Patrika* によるこの時期の報道を高く評価し、かつそれに多くを依拠する記録である。

(注37)分離独立後も東ベンガルからのムスリムの流入は止んでいないという認識も、追放政策を強化する背景にあった [Desai 1965, 66]。この筆者 S.P. デサイ (ICS, 州首席次官 Chie Secretary) はベンガルなどからの移民や難民の流入に関するアッサム州地元民の危惧を、この時期ももっとも強く「代弁」した行政官であった [Desai 1965, 66-67; Barooah 1990, 29-39, 特に 37-38]。Sarmah (1999, 28) は 1948-49 年の間にも、数百人単位のムスリムが、頻りに列車でカチャールを経由してブラフマプトラ河谷に向かっていったというカチャール県長官の報告を紹介している。東ベンガル内でも、ダカのムスリム連盟がその決議の中でアッサムへの流出を認めていると、さるベンガル語紙が報じた [EBLAP, IV(2) 26 Nov. 1949, 113-114]。

(注38)同法に至る中央政府、特にネルーとアッサム州首相 G. ボルドロイの交渉については、Barooah (1990, 52-54) を参照。当初ボルドロイは入国許可制度 (Permit system) のような制度を考えていたことが明らかにされている。

(注39) Baruah (1992, 268) は当時の州首相 G. ボルドロイ (Bordoloi) の日記の一部である (1950 年 3 月 1 日付け)。ボルドロイはゴアルバラ (Goalpara) 県での緊張を和らげるために両派指導者と会合し、同法の成立は政府に権限を与えたのであって、個人や社会が法秩序を私することを許すのではないと説得している。1950 年暴動とアッサムについては、続稿でより詳しく触れたい。

(注40) Sen (1976, 236) では 1957 年 1 月に 5,000 人とする。こうした事情から、1952 年のパスポート・ビザ制度挿入にあたって、*jirātiyā* を対象とするビザ (Category A) が導入されたが、このビザの発行は両

国間の協力の欠如から必ずしもスムーズに行われず、jirātiyā の被害は大きかった [ Sen 1976, 27, 236-237 ], インド側が収穫米の持ち出しを禁じたこともあった [ EBLAP, V(2) Nov. 10, 1951, 326-327 ], jirātiyā という言葉は、アッサムなどインド領から追放され、あるいは帰還した農民について使われる例もある [ *Najayug*, June 11, 1978 ], ベンガル語の jirātiyā はアラビア語の農業 (zira'at) に由来すると考えられるが、Sen (1976, 236) では東ベンガルで「休息」を意味する jirān からきたとする (アラビア語については、国立民族学博物館・地域研究交流センターの臼杵陽教授に教示いただいた。記して深謝いたします)。

(注41) 分離独立期のトリブラからのムスリム追放については Sen (2003) も参照

(注42) 1949年度の予算案を提示した財務・地租相ハミドゥル・ホク・チョウドゥリー (Hamidul Huq Chowdhury) は、この事情を次のように表現している。「われわれが、モーゼとその一統 (tribe) のように、神の思し召しと善き行いを求めてカルカッタを出で、他の地に向かったとき、まず切実に求められたのは政府のための新たな住居であった [ EBLAP, III(1) March 12, 1949, 38 ] 。

(注43) 収用はまず1947年中に臨時立法令 (Ordinance) によって行われ、のちに The East Bengal (Emergency) Requisition of Property Act, 1948 (East Bengal Act XIII of 1948) が1948年8月16日に施行された。立法当初は3年間の時限立法であったが、その後1952年に、これを6年に延長した [ EBLAP, IX(1) 8 Oct. 1952, 67-84; Oct. 9, 1952, 100-136 ], その後も同法は逐次延長され続けた (1954, 1957, 1960, 1963) [ Government of East Pakistan, Law (Legislative) Department 1965 ]。

(注44) チョウドゥリー 財務・地租相の発言 EBLAP, I(4) April 2, 1948, 14 ]

(注45) ヒンドゥー教徒の施設・住居の収容に関する会議派州議会議員による質問は、他にも多い [ EBLAP, I(4) April 2, 1948, 13-15; II, June, 11, 1948, III(1) March 15, 1949, 68-9; III(2) March 23, 1949, 120-6; IV(1) Nov. 22, 1949, 229-234; IV(2) Nov. 25, 1949, 67-70; V(2) March 9, 1951, 278-280; March 10,

1951, 365; V(2) Nov. 1, 1951, 75; VIII, Oct. 7, 1952, 38-40; IX(2) Nov. 1, 1952, 289; EPLAP, XV(2) Sept. 24, 1956, 2-3 ]。また Council for Protection of Rights of Minorities 1949, 13-8 ] にいくつかの事例について詳細な紹介がある。

(注46) 東パキスタン期に CSP よりも警察幹部が政治に進出する度合いが高かったのはこうした背景のゆえであると Hasan (1996, 41) は指摘する。著者はアーリーガル出身のムハージルの警察官僚である。東ベンガルからそのキャリアを開始している。

(注47) ヒンドゥー教徒の ICS で、パキスタンを選択した Ajit Datt Chowdhury が独立後のパキスタンで受けた冷遇については [ Lāhiṛī 1968, 260 ]。

(注48) 1948年2月29日までにアッサム州から681名、西ベンガル州から5万9208名の公務員が東ベンガル州を選択 (opt) し、そのうち5万6739名が採用 (absorb) されている [ EBLAP, III(2) March 16, 1949, 121-122 ]。すでにこの時点 (1949年3月) において、東ベンガル州の各部局の編成は完了し、人員は過剰となっていたために、過剰人員の民間などでの雇用の道が探られていた [ EBLAP, (2) March 16, 1949 ]。

(注49) Mitra (1991, 37) は、マジードをウツタル・ブラデーシュ出身のムハージル (難民) 官僚としている。ICS の親近感からか A. ミトロはマジードをきわめて好意的に描いている。

(注50) 設置時点でのアンサールに関する記述は Director of Publicity, East Bengal Gov't " Press Note, " Dacca, February 5, 1948 [ DO 35/3171 ]。アンサール法案の討議は EBLAP, I(4) 5 April 1948 (37-52)。

(注51) イギリス高等弁務官事務所によるアンサール設置に関する報告は、県レベルでは組織が不完全で (rudimentary), 政治的にコントロールされる色彩が強いと述べるとともに、一部の県長官は「見当違いな熱情から」民間人の武器を接収したりする弊害がみられるとする (" Letter from UKHC Pakistan d. 20/2/48 " [ DO 35/3171 ])。ロングプル (Rangpur) 県での民警団の活動についての州議会質問から、民警団が住民に金銭の提供を強要していることが伺われる。本来西パキスタンでの難民救援のために設置された「ジンナー救援基金 (Jinnah Relief Fund)」の名目での金銭の要



求が広くこの時期に見られたこともしばしば指摘されている [ *EBLAP*, II(2) March 16, 1949, 127; March 19, 1949, 1-6; March 21, 1949, 44-5; II(4) April 4, 1949, 36-41; IV(7) March 1, 1950, 69-70; IX(1) Oct. 14, 1952, 179 ]。

(注52) 集落を分断して国境線が引かれることになった、ある村落でのアンサーなど末端権力の傍若無人ぶり、ムスリム村民内部での権力闘争を、ノアカリから拉致・誘拐されたヒンドゥー女性マルティ（ムスリム名、ヌール・ジャハーン）の脱走事件を絡めて描いた、書簡体の『パキスタンからの手紙』 [ Ghoshāl 1948 ] は、分離独立直後の観察を伝えて臨場感に富んでいる。

(注53) 1947年（独立直後）に82名いた ICS および IPS ( Indian Political Service ) のうち、東ベンガル出身者ムスリムは2名に過ぎなかった [ Chaudhuri 1963, 253 ]。ICS などから Civil Service of Pakistan への編成替えを規定した公式文書は1950年11月の Resolution No.F. 25-4-50-Ests. ( S.E.I. ) Cabinet Secretariat Establishment Division, Karachi, 8 November 1950 [ Chaudhuri 1963, 260 ]。

(注54) アフマドはジャーナリスト、タヤ・ズインキン ( Taya Zinkin ) の夫モリス ( Maurice Zinkin ) の ICS 同僚として夫妻とは友人関係にあった。タヤの1950年暴動取材の便宜はアフマドが取り計らった ( その結果としての報道内容にはアフマドは不満であったが )。アフマドがベンガル・ムスリムを「不純なムスリム」として軽蔑視していたこと、強烈な反ヒンドゥー、反インド的志向をもっていたことは Zinkin ( 1962, 40 ) などに描かれている ( なお、インド外務省は彼女が特派員としてカルカッタに派遣されてから、反インド的であった *Economist* 誌の論調に変化が見られると観察していた [ Choudhary 1989, 189 ] )。Hasan ( 1996, 24 ) には、西パキスタン出身の見習 CSP 官僚が、同僚のベンガル人官僚に向かって、「県長官になったら、護衛の警官に毎朝屋上から銃を1時間ばかり乱射させて、この国の人口過剰を解決してやるよ」などと放言する姿が紹介されている。1953年頃のことである。

(注55) 内訳は一般26, 指定カースト14, 土地所有

者2, プランター, 労働各1議席。 *EBLAP* ( II, i-vi ) より算出。

(注56) 1956年8月現在の総在職議員数は302名。ヒンドゥー教徒の内訳は、一般29, 指定カースト34, 一般女性1, 指定カースト女性2議席。他に仏教徒2議席。 *EPLAP* ( XIV, Aug. 13, 1956, i-ix ) より算出。1954年3月の州議会選挙は、パキスタン独立後、最初の成人普通選挙でありながら、分離選挙制度は維持・拡大されるという特異な性格をもっていた。分離選挙制度は、指定カースト, キリスト教徒, 仏教徒に適用が拡大されたほか、女性に対する分離選挙区が一般, 指定カースト, 仏教徒のそれぞれについて導入された [ Chowdhury 1980, 166 ]。

(注57) 3名は Nirod Nag ( Bakarganj ) Nityananda Das Choudhury ( Mymensingh ) Gouranga Chandra Saha ( Mymensingh ) である。出所は, East Pakistan Legislative Assembly, *Alphabetical List of the East Pakistan Assembly (Second Assembly under the Constitution of 1962), Corrected up to 16th March 1967*。また, Huq ( 1966, 165 ) によれば, 最末端レベルの基礎的民主主義者 ( Basic Democrats ) 議員は, 総数4万人中, ヒンドゥー教徒が4965名 ( 12.4% ) , 州議会では155名中4名, 連邦議員で州からの選出議員156名中ゼロであった。1961年センサスでのヒンドゥー教徒比率が19.5%であった [ Huq 1966 ]。

(注58) この時期の西ベンガルに流入した難民数を示すものとして, ( Council for Protection of Rights of Minorities ( 1949, 12 ) ) がある。この短い時期にも三つの波があった。まず, 1947年10月から1948年5月27日までで約42万人, 次が1948年6月中旬から7月いっぱいまで110万人, 最後に1948年9月から1949年2月まで70万人とされる ( 合計220万人 )。政府統計の約二倍強の数字である。

(注59) 後者の合意では, 監視体制や, 実行の期限などが明確化されているが, 基本的に同一のものである。前者の合意では, 両国の難民問題担当者である K.C. ニョギー ( Kshitish Chandra Neogy ) ( インド ) と グーラム・ムハムマド ( Ghulam Muhammad ) ( パキスタン ) とが署名する形がとられた。テキストは Indian Commission of Jurists ( 1965, 321-330 ) から採



った。以下では最終合意の内容を紹介する。

(注60) ニヨギー と G. ムハムマドの協議では、パキスタンがセキユラーな国家であることをパキスタン側が確認し、合意に入れることにも同意したが、その後否定された [Council for Protection of Rights of Minorities 1949, 8]。ムハムマド自身が、パキスタンは「政教分離、民主主義、非神政」国家であるとする見解をもっていたことは Mujahid (1981, 249n, 256) に指摘がある。

(注61) 会議派は1949年6月の州議会補欠選挙で、野党統一候補のショロト・チョンドロ・ボース (Sarat Chandra Bose) に敗退している。また難民の組織活動は急速に反会議派に傾きつつあった [Chakrabarti 1990]。所得税とジユート輸出税の西ベンガル州への還付問題は Sato (1987) 参照。ライのネルー宛て書簡の内容をサルダール・パテルは厳しく咎めている [Chakrabarty 1974, 144-145]。ベンガル分割によって、東西ベンガルともに厳しい財政状況に直面していたことは、1949/50財政年度の東ベンガル州蔵相ハミドゥル・ホク・チョウドゥリー (Hamidul Huq Choudhury) の演説からもうかがえる [EBLAP, (1) March 12, 1949, 31-54; Lāhiṛī 1968, 148]。

(注62) 東ベンガルの輸入業者による西ベンガル州からの石炭買い付け手続きについては EBLAP, (2), Nov. 29, 1949, 169-170) 参照。

(注63) 1950年暴動を東ベンガルのポリシャル県で視察したクエーカー教徒センターの H. アレクサンダー (Horace Alexander) は、薪をたいて走る機関車を目撃している (“Report on a Visit to East Bengal,” No. P/307 [DO 35/2989])。

(注64) その中にはラージャスターン、ハリヤナ、デリーなどからパキスタンへ逃れたメオ (Meo) と呼ばれるムスリム集団の問題があった [SWJN, 7, 37-41]。帰還を望むメオを強制的に排除することは、「我々の一般の方針に反するだけでなく、多くの点で望みからぬ結果を招くことになる」とネルーは C. M. トリヴェディー (Trivedi) に述べている。そして、次の発言がきわめて重要である。“This Meo question has become a test issue and the people of Kashmir are closely following it. If we forcibly push out the Meos

who have returned to their home, this would have a disastrous repercussion in Kashmir where, as you know, the situation is delicate” [SWJN, 7, July, 5, 1948, 37]。

(注65) 若干細かい経緯を説明すれば、国民会議派は1947年11月の全国委員会で、難民の帰還を決議している。しかし、現実にはパキスタンからインドに戻る難民の流れが圧倒的で、完全な一方通行状態であった。もちろんこの流れの中にはスパイ活動を目的とするなどインドから見て好ましからざる流入もあったが、主としてこの不均衡を抑止するためにインドが入国許可制度を提案したのである [SWJN, 7, July 5, 1948, 37]。

(注66) パテルの問題の発言は、1948年11月4日のナグプルにおける集会でのもの。ネルーは、報道機関による誤報があったとし、パテルは「大規模な流入が発生すれば、より広い領土が必要だ」とのべたが、「脅迫ではなく、究極の帰結について触れたわけでもない」と記している [SWJN, 8, Nov. 11, 1948, 143]。Hindustan Times, November 5, 1948付けの彼の発言は Chopra (1998, 271-273) に収録。同紙は彼の発言を引用も含め以下のように紹介している。Sardar Patel uttered a warning and said that if Pakistan was determined to drive away Hindus from East Bengal, then “Pakistan must agree to give us sufficient land so that we can rehabilitate them.” They were prepared, said Sardar Patel, for all eventualities on that issue. (273)

(注67) ここで述べる難民政策の東部と西部での差異は Mitra (1991, 140-141) による簡潔にして、的確な指摘に拠っている。ここではその指摘の一部のみを借用した。Rahman and Schendel (2003) も分離独立に際する難民問題への関心がパンジャブに偏ってきたことを正当にも指摘するが、問題はパンジャブとベンガルの差異そのものにあるのではなく、差異を伴った同時性をいかに関連づけて理解するかということである。

(注68) ネルーの本音は1952年10月の次のような発言からうかがわれる。彼は K. N. カートウジュ (Katju) 西ベンガル州知事に次ぎのように書き送った。“The real difficulty is that the Hindus of East

Bengal were not and are not tough enough” [ *SWJN*, 19, Oct. 13, 1952, 607 ] “ were ” とは 1950 年 暴 動 , “ are ” とは 1952 年 の パ ス ポ ー ト ・ ビ ザ 導 入 を め ぐ る 難 民 化 を 指 す 。 こ の 点 は 再 度 続 稿 で 詳 し く 触 れ る 。

(注69)ヌルル・アミン (Nurul Amin) 東ベンガル州首相は1950年2月の暴動に際して流入してきたムスリム難民について、彼らはインド市民であり、事態の平静化に伴ない帰国するであろうとした [ *EBLAP*, IV(7) Feb. 21, 1950, 32-33 ]

(注70) Kamra (2000), Roy (2001) など、今日のヒンドゥー・ナショナリストによる記録は、当時ヒンドゥー・マハーサバー、とくに S.P. ムカージー (Syama Prasad Mookerjee) によって唱えられた「人口の総入れ替え」の主張 [ Madhok 1954, 160-161 ] を現在でも肯定的に言及する。インドの指導層は、1948年の経験もあって、自由意志にもとづく「人口交換」が、結果的に一方通行になると見ていた (1950年3月23日付け R. プラサード (Rajendra Prasad) 大統領のメモ [ Choudhary 1989, 381 ])。そもそも、交換が強制によってしか実行できないとすれば、それは東ベンガルのヒンドゥー教徒の悲劇として Kamra (2000) などが好んで喩えるユダヤ人の「ボグロム」と何ら変わらない現実を、ヒンドゥーにもムスリムにも強いることに、これらの人々は全く気付いていないようである。

## 文献リスト

### 日本語文献

- 井上あえか・子島進 2004. 「パキスタン統合原理としてのイスラーム」黒崎卓・子島進・山根聡編『現代パキスタン分析 民族・国民・国家』岩波書店 27-47.
- 加賀谷寛 1973. 「パキスタンの政治と宗教」山中一郎編『現代パキスタンの研究 1947～1971』アジア経済研究所 98-149.
- 河合明宣 1992. 「バングラデシュにおける農地改革と地主制の構造 歴史的展開」『社会科学』48 同志社大学人文科学研究所 133-160.
- 佐藤宏 1988. 「西パキスタンの統合とベンガル 東パキスタン自治権運動の再検討」佐藤宏編『南ア

ジア現代史と国民統合』研究双書 366 アジア経済研究所 327-365.

佐藤宏 2004. 「南アジアにおける難民と国籍」『地域研究』第6巻第2号 101-125.

白井桂 1990. 「バングラデシュ・ナショナリズムの源流 ベンガル語国語化運動を中心として」佐藤宏編『バングラデシュ：低開発の政治構造』研究双書393 アジア経済研究所 41-85.

### 英語文献

- Abdul, Hai 1964. “ A Study of Dacca Dialect. ” In *Pakistani Linguistics*. ed. Anwar S. Dil, 105-28. Lahore: Linguistic Research Group of Pakistan.
- Azad, Maulana Abul Kalam 1988. *India Wins Freedom* (Complete edition) Madras: Orient Longman Limited.
- Azam, Khan Saheb Khwaja Mahomed n.d. *The Panchayat System of Dacca*.
- Bagchi, Jashodhara and Subodhranjan Dasgupta eds. 2003. *The Trauma and the Triumph, Gender and Partition in Eastern India*. Kolkata: Stree.
- Bangladesh Bureau of Statistics, Planning Division, Ministry of Planning, Government of People's Republic of Bangladesh 2002. *2000 Statistical Yearbook of Bangladesh*. Dhaka.
- Barooah, Nirode K. 1990. *Gopinath Bardoloi, Indian Constitution and Centre-Assam Relations 1940-50*. Guwahati: Publication Board Assam.
- Baruah, Lily Mazinder ed. 1992. *Lokopriya Gopinath Bardoloi, An Architect of Modern India*. New Delhi: Gyan Publishing House.
- Biswas, Sukumar 1993. “ Hindu-Muslim Relations in Bangladesh and West Bengal 1947-71: A Comparative Study. ” In *Religion and Politics in Bangladesh and West Bengal: A Study of Communal Relations*. JRP Series No.99, Biswas, Sukumar and H. Sato, 1-82. Tokyo: Institute of Developing Economies.
- Butalia, Urvashi 1998. *The Other Side of Silence, Voices from the Partition of India*. Penguin Books In-

- dia (藤岡恵美子訳『沈黙の向こう側 インド・パキスタン分離独立と引裂かれた人々の声』明石書店 2002年)
- Chakrabarti, P. K. 1990. *The Marginal Men, The Refugees and the Left Political Syndrome in West Bengal*. Calcutta: Lumiere Books.
- Chakrabarty, Dipesh 1998. "Remembered Village: Representations of Hindu-Bengali Memories in the Aftermath of Partition." In Low and Brasted 1998: 133-152.
- Chakrabarty, Saroj 1974. *With Dr. B. C. Roy and Other Chief Ministers (A Record up to 1962)*. Calcutta: Benson 's.
- Chaudhuri, Muzaffar Ahmed 1963. "The Organization and Composition of the Central Civil Services in Pakistan." In *Bureaucracy and Development in Pakistan*. ed. Inayatullah, 250-284. Peshwar: Academy for Rural Development.
- Chopra, P. N. 1998. *The Collected Works of Sardar Vallabhbhai Patel*, Vol. XIII (January 1, 1948-December 31, 1948) Delhi: Konark Publishers.
- Choudhary, Valmiki ed.1989. *Dr Rajendra Prasad: Correspondence and Select Documents*, Vol.12 January to June 1950) Presidency Period. Bombay: Allied Publishers.
- Chowdhury, Najma 1980. *The Legislative Process in Bangladesh: Politics and Functioning of the East Bengal Legislature 1947-58*. Dacca: University of Dacca.
- Constituent Assembly of India, *Constituent Assembly Debates, Official Proceedings (CAD)*.
- Constituent Assembly of Pakistan. *Constituent Assembly of Pakistan Debates (CAPD)*. Karachi.
- Council for Protection of Rights of Minorities 1949. *Now or Never, Condition and Treatment of Minorities in East Bengal*. Calcutta.
- Daraf Ali, Mulla 1949. *The Patriot Speaks*. Calcutta.
- Desai, S.P. 1965. "My Thirty-five Years in Assam." In *The Civil Servants in India*, ed Panjabi, K. L., 60-69. Bombay: Bharataiya Vidya Bhavan.
- Dutt, Subimal 1977. *With Nehru in the Foreign Office*. Calcutta: Minerva Associates.
- East Bengal Legislative Assembly. *Assembly Proceedings, Official Report (EBLAP)*.
- East Pakistan Legislative Assembly. *Assembly Proceedings, Official Report (EPLAP)*.
- Ghosh, Papya 1991. "The 1946 Riot and the Exodus of Bihari Muslims to Dhaka." In *Dhaka, Past, Present, Future*. ed. Ahmed, Sharif Uddin, 275-288, Dhaka: The Asiatic Society of Bangladesh.
- Government of Bengal, Publicity Department 1940. *Bengal Ministry and the Hindus of Bengal Part I*. Calcutta: Director of Public Information.
- Government of East Pakistan, Law (Legislative) Department 1965. *The East Bengal (Emergency) Requisition of Property Act, 1948 (East Bengal Act of XIII of 1948) [As Modified up to the 26th March, 1965]*. Dacca.
- Government of East Pakistan, Revenue (Requisition) Department 1968. *The East Bengal (Emergency) Requisition of Property Rules, 1948 (As Modified up to 30th June 1968)*. Dacca.
- Government of India. *Jawaharlal Nehru, Letters to Chief Ministers [JNLG]*, Vol. 1 [1985] Vol. 2 [1986] Vol. 3 [1985] New Delhi.
- Government of India, Ministry of Labour and Rehabilitation, Department of Rehabilitation, Branch Secretariat n. d. c. 1971. *Statistical Information relating to the Influx of Refugees from East Bengal into India till 30th November, 1971*. New Delhi.
- Guha, Samar c. 1951. *Non-Muslim behind the Curtain of East Pakistan*. Dacca: East Bengal Minorities ' Association.
- Guha, Samar c. 1964. *Whither Minorities of Eastern Pakistan*. Calcutta.
- Guha Thakurtha 2003. "Uprooted and Divided." In *The Trauma and the Triumph, Gender and Partition in Eastern India*. eds. Bagchi, Jashodhara and Subodhranjan Dasgupta, 98-112. Kolkata: Stree.
- Gupta, Pramatha n.d. *Tribal People in Liberation*

- Struggle*. Calcutta: Punthipatra.
- Hasan, M. M. 1996. *An Inspector-General's Diary*. Karachi: Royal Book Company.
- Hasan, Mushirul 1997. *Legacy of a Divided Nation, India's Muslim since Independence*. New Delhi: Oxford University Press.
- Hashmi, Taj ul-Islam 1994. *Peasant Utopia, the Communalization of Class Politics in East Bengal 1920-47* ( 1st Bangladesh Edition ) Dhaka: University Press.
- Huq, M. Mahfuzul 1966. *Electoral Problems in Pakistan*. Dacca: Asiatic Society of Pakistan.
- Husain, Mazhar 1958. *The Laws relating to the Foreigners in India and the Citizenship Laws of India and Pakistan*. Lucknow: Eastern Book Company.
- Indian Commission of Jurists 1965. *Recurrent Exodus of Minorities from East Pakistan and Disturbance in India, A Report to The Indian Commission of Jurists*. New Delhi.
- Jawaharlal Nehru Memorial Fund, *Selected Works of Jawaharlal Nehru [SWJN]*, 2nd Series, Vol. 3 [ 1985 ] Vol. 7 [ 1988 ] Vol. 8 [ 1989 ] Vol. 13 [ 1992 ] Vol. 14, Part 1 [ 1992 ] Vol. 14, Part 2 [ 1993 ] Vol. 18 [ 1996 ] New Delhi.
- Kabir, Muhammad Ghulam 1980. *Minority Politics in Bangladesh*. New Delhi: Vikas Publishing House.
- Kamra, A. J. 2000. *The Prolonged Partition and its Pogroms, Testimonies on Violence against Hindus in East Bengal 1946-64*. New Delhi: Voice of India.
- Khosla, Gopal Das n. d. *Stern Reckoning, A Survey of the Events leading up to and following the Partition of India*. New Delhi: Bhawnani & Sons.
- Lahiri, Pravash Chandra 1964. *India Partitioned and Minorities in Pakistan*. Calcutta: Writers ' Forum Private Limited.
- Low, D. A. and Howard Brasted eds. 1998. *Freedom, Trauma, Continuities, Northern India and Independence*. New Delhi: Sage Publications.
- Madhok, Balraj c. 1954. *Dr. Syama Prasad Mookerjee, A Biography*. New Delhi: Deepak Prakashan.
- Mahanta, Prafulla Kumar 1986. *The Tussle between the Citizens and Foreigners in Assam*. New Delhi: Vikas Publishing House.
- Mitra, Asok 1991. *The New India 1948-1955, Memoirs of an Indian Civil Service*. Bombay: Popular Prakashan.
- Mujahid, Sharif al 1981. *Quaid-I-Azam Jinnah, Studies in Interpretation*. Karachi: Quaid-I-Azaam Academy.
- Pakrasi, Kanti B. 1971. *The Uprooted, A Sociological Study of the Refugees of West Bengal, India*. Calcutta: Edition Indian.
- Pandey, Gyanendra 2001. *Remembering Partition, Violence, Nationalism and History in India*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Rahman, Md. Mahabubar and Willem van Schendel 2003. " ' I am not a Refugee ' : Rethinking Partition Migration. " *South Asian Studies*. Vol. 37, No. 3: 551-584.
- Roy, Tathagata 2001. *My People Uprooted, A Saga of the Hindus of Eastern Bengal*. Kolkata: Ratana Prakashan.
- Sarmah, Alaka 1999. *Immigration and Assam Politics*. Delhi: Ajanta Books International.
- Sato, Hiroshi 1987. " Colonial Rule and Provincial Finance Bengal and Jute Export Duty." In *Centre-State Relations in India-A Focus on West Bengal*.
- Ray, Jayanta Kumar and Hiroshi Sato, 9-66, JRP Series No.61. Tokyo: Institute of Developing Economies.
- Sen, Ajit Kumar 1950. *The Islamic State and other Political Essays*. Calcutta: Thacker Spink.
- Sen, Meenakshi 2003. " Tripura: The Aftermath. " In *The Trauma and the Triumph, Gender and Partition in Eastern India*. eds. Jashodhara Bagchi and Subodhranjan Dasgupta, 123-134. Kolkata: Stree
- Sinha, A. N. 1962. *Law of Citizenship and Aliens in India*. Bombay: Asia Publishing House.
- Syed, G. M. c. 1991. *Sindhu Desh: A Study in its Sepa-*

- rate Identity through the Ages. Karachi: G. M. Syed Academy.
- Talbot, Ian 1996. *Freedom's Cry, The Popular Dimension in the Pakistan Movement and Partition Experience in North-West India*. Karachi: Oxford University Press.
- Tambiah, Stanley J. 1996. *Leveling Crowds, Ethno-nationalist Conflicts and Collective Violence in South Asia*. Berkeley: University of California Press.
- Tan, Tai Yong and Gyanesh Kudaisya 2000. *The Aftermath of Partition in South Asia*. London and New York: Routledge.
- Zinkin, Taya 1962. *Reporting India*. London: Chatto & Windus.
- 英公文書館 (The National Archives) 文書  
DO 35/2989 Communal Troubles in East and West Bengal 1950: India-Pakistan Relations 1950  
DO 35/3171 India and Pakistan Affairs, "Ansars" Volunteer Force in East Bengal 1948-50.
- ベンガル語文献 (英語アルファベット順, 翻字は米議会図書館方式に準拠したが, 語末の短母音aは原則的に落とした)
- Āhmad, Ābul Mansur 1975. *Āmār-dekhā Rājanītir Pañcās Bachar*. Dhākā: Nāroj Kitābistān.
- Āhmad, Phaḥej 1984. "Pañcāśer Daśake Āmrā." *Bicitrā*, 24 Pheburuyāri: 35-36.
- Ākās, M. M. 1990. *Bhāshā Āndolan: Śreṇībhitti o Rājanītik Prabāṇatāsamuha*. Iunibārsiṭi Pres Limited.
- Ākhanda, Sādāt Āli 1967. *Tera Nambare Pāñca Bachar*. Rājasāhī: Mitra Saṅgha.
- Ākhtār, M. R. 1974. *Rupālī Bātāsa Sonālī Ākās*. Dhākā: Māolā Brādārs.
- Bhaṭṭacārya, Ajaḃa 1973. *Nānkār Bidroha, Pratham khanda* (1st volume). Dhākā: Puñthipatra Prakāsānī.
- Bhaṭṭacārya, Ajaḃa 1988. *Nānkār Bidroha, Dvitiya khanda* (2nd volume). Dvitiya parkās (2nd ed.). Dhākā: Muktaadhārā.
- Ghoshāl, Nihārarañjan 1948. *Pakistāner Patra*, Kalikātā: Di Phiniks Pres Limited.
- Gupta, Pramath 1964. *Muktiyuddhe Ādibāsī (Māyāmansimha), Pratham khanda* (1st volume). Kalikātā: Nyaśānāl Buk Ejensī.
- Kaṅkāl c.1951. *Jinnābāder Goḃār Kathā*. Islāmpur (Māyāmansimha): Kaṅkāl Pābliśār.
- Kāsem, Muhāmmad Ābul 1951. *Ṭṛitīya Bloker Āndolan*. Dhākā: Ābdul Gaphur.
- Lāhiṛī, Prabhās Candra 1968. *Pāk-Bhāterer Ruparekhā Nadiyā: Sāyā Prakāsānī*.
- Modābber, Mohāmmad 1977. *Sambādiker Rojanāmacā*. Dhākā: Barṇamichila.
- Rāhman, Ātiur and Saiyada Hāsemi 1990. *Bhāshā-Āndolan: Aṃsagrahaṅkārīder Śrenībasthān*. Dhākā: Iunibārsiṭi Pres Limited.
- Raḃ, Khokā 1986. *Samgrāmer Tin Daśak (1938-68)*. Dhākā: Jātīya Sāhitīya Prakāsānī.
- Sen Saralānanda 1976. *Dhākār Ciṭhi [Dvitiya khanda]*. Dhākā: Muktaadhārā.
- Sen, Satyēn n. d. *Bāmlādeśer Kṛishak Samgrām*. Dhākā: Kālikalam Prakāsānī.
- Siṃha, Maṇi 1983. *Jīban Samgrām*. Dhākā, Jātīya Sāhitīya Prakāsānī.
- Umar, Badaruddīn 1980. "Purba Bāṅglāy Pākistānī Sāśāner Pratham Adhyāy." *Bicitrā*. Īd Saṃkhyā '80: 14-34.
- Umar, Badaruddin 1996. *Purba Bāṅglār Bhāshā Āndolan o Ṭaṭkālīn Rājanīti, Dvitiya khanda* (2nd vol). 2nd edition. Dhākā: Jātīya Grantha Prakāsānī.

[付記] 本稿は、平成15年度「東部南アジア地域の地域関係」研究会(主査: 荒井悦代)の成果の一部である。